

## 第 32 回 武庫川流域委員会

### 議事録

日時 平成 18 年 1 月 18 日(水) 17:30 ~ 21:00

場所 尼崎市中小企業センター

黒田 定刻となりましたので、ただいまより第 32 回武庫川流域委員会を開催します。

私、事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、現在 21 名の委員の出席をいただいております。武田委員から、少しおくれる旨の連絡をいただいております。池淵委員、茂木立委員及び松本俊治委員につきましては、所用のため欠席されております。

早速ですが、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。本日は、17 時 30 分から 20 時 30 分までの 3 時間を予定しております。裏側が、本日の配付資料の一覧でございます。それから、委員名簿、2 ページ目が行政の出席者名簿でございます。座席表でございます。資料 1 が、1 月 12 日に開催しました第 39 回運営委員会の協議状況でございます。資料 2 - 1、資料 2 - 2、資料 2 - 3 が、総合治水ワーキングチーム会議の協議結果で、12 月 24 日、1 月 10 日、1 月 13 日開催分でございます。資料 2 - 4 が、武庫川総合治水・流域対策の骨格案ということで、ワーキングチームからの報告資料でございます。2 枚ものです。資料 2 - 5、A 3 の 2 枚ものでございますが、流域対策等を実施する場合の治水効果ということで、各対策の治水効果の試算とその前提条件を取りまとめたものでございます。資料 2 - 6 は、第 30 回流域委員会資料で、森林の保水機能等について、総括、確認したペーパーでございます。資料 3 は、まちづくりワーキンググループからの報告資料で、A 3 の 1 枚ものでございます。資料 4 が、伊藤委員からの意見書でございます。資料 5 が、住民の方からの意見書でございます。それから、資料番号は振っておりませんが、当日配付資料ということで、中川委員からの意見書が出ております。流域対策と基本方針への考え方という A 4、2 枚もののペーパーでございます。参考資料としまして、1 月 28 日開催予定のリバーミーティングの案内チラシでございます。

資料につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、具体の議事に入りたいと思いますが、本日の委員会につきましては、委員会の後半に知事が出席しまして、委員の皆様方にごあいさつをさせていただく予定でございます。

それでは、次第の 2 番目の議事に移らせていただきます。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 ただいまから第 32 回武庫川流域委員会を開催いたします。

この武庫川流域委員会も、いよいよ総合治水対策、とりわけ、これまではほとんど検討

されてこなかった流域対策についての取りまとめの大詰めを迎えました。前回にもご案内しておりますとおり、ワーキングチームの方で、かなり無理な、終日の会議も何回か重ねながら、何とかきょう一定の報告、提案をさせていただけるようなものにまとめることができました。流域委員会としましては、昨年 10 月に提出した中間報告でも、基本的には、県の方、諮問者から要請されております今年度末、3 月までに一定の集約をして提言をまとめたいという形で、超過密なスケジュールで審議をしてまいりました。現時点では、とりあえず流域対策のところまで来ましたが、この後、最終的に基本方針、整備計画を策定するための検討課題としては、後ほどご説明しますが、まだかなりのものが残っているという状況でございます。そうしたことを残る期間にどこまできちんと検討して、県から提示される基本方針、整備計画に対して意見のすり合わせができるか、ここに来ますとかなり厳しい状況にあるということをお認めざるを得ないようになっております。

後ほど運営委員会の報告の中でもご説明しますが、当初の流域委員会の基本姿勢、要するに河川管理者ときっちり話をし基本方針と整備計画を策定する、いわば新しい武庫川の超長期並びに中長期の計画を、住民参加のこの委員会でめどをつけることが極めて大事であるという認識は変わっておりません。そうした観点から、今後の運営をどうすべきかについても議論しておりますが、当初の流域委員会を設置した目的をきちんと果たすということが最も重要であろうという認識から、それを全うできるための体制、対策を県にも要請しているところでございます。その中で、本日は、とにかく流域対策をクリアさせたいということで、ご報告をさせていただくわけでありまして。

まず、本日の議事の進め方に関しましてお諮りします。

本日の議事録、議事骨子の署名人の確認でございますが、本日は川谷委員にお願いしたいのですが、よろしゅうございますか - - 。ありがとうございます。

では、川谷委員と私で署名をさせていただきます。

まず、運営委員会からの報告は、本日の議題の提案を兼ねて私の方からさせていただきます。その後、総合治水ワーキングチームの 3 回にわたる会議の結果をご報告させていただきます。引き続き、武庫川総合治水・流域対策の骨格案に関しまして、ご説明の後、ご審議をいただきたいと思っております。これが本日の主要議題で、ほとんどをこれに費やしたいと思っております。それに関連する委員からの意見書等も出ておりまして、そのことも盛り込みながらの審議としたいと思っております。その後、環境ワーキンググループ、まちづくりワーキンググループから、状況の報告も行いたいと思っております。

これらは、運営委員会の協議報告で出されてくることと同じであります。今日は、知事が 8 時ぐらいにこちらに到着するという話を聞いておりまして、この会場は 9 時完全撤去ということになっていきますので、8 時半をめぐりに終わるように、8 時ぐらいまでに全日程、できれば傍聴者からの意見聴取も終わっておきたいと思っております。その後、知事が来られると、知事との意見交換の時間をとって、最終的に議事骨子の確認を行うという段取りで進めたいと思っております。

これに関しましては、ただいまから報告させていただき運営委員会の報告とあわせて、ご承認をいただければ幸いです。

まず、運営委員会のご報告からさせていただきます。資料 1 にございますように、本日の議題に関しましては、総合治水対策の検討、今申し上げましたように、骨格案をご検討いただくということになります。

もう 1 点は、今後の流域委員会の進め方について議論をいたしました。(2)に記載しておりますように、委員会としては、河川整備の基本方針、河川整備計画についての提言をこの 2 年間でまとめるように最大限の努力をしてきましたが、当初に諮問、設定された任務を果たすには、残りの期間では非常に厳しい状況になっております。これに対して県の方からは、期限内で提言を取りまとめしてほしいという要請がございました。これに対して、運営委員会としては、残る審議の課題を具体的に提示した上で、3 月までにそれを全うすることは極めて困難な情勢になっているということで、審議期間を延長するように県の方に要請をさせていただきました。このことについて、県の方は、運営委員会の意見を踏まえて検討したいというご意見を出されて、次回の運営委員会で、それについて回答を得て議論をするという段取りになっております。これが 2 点目のご報告でございます。

3 点目に、まちづくりのワーキンググループからは、作業が完了した武庫川カルテについてご報告をいただき、環境ワーキンググループからは、きょうの午後、このセンターで開催しましたまちづくりとの合同会議の結果を踏まえて、今後の検討方針についてご説明をいただくことになっております。

これが運営委員会での本日の提案でございます。

議事の日程、議題に関しまして、このような形で進めたいと思っておりますが、ご意見、ご質問等があれば、伺いたいと思っております。

原口 県土整備部長の原口でございます。

ただいま委員長の方からご報告のありましたこの委員会の期間の延長につきまして、県

の方の考え方を少しご報告をさせていただきたいと思います。

流域委員会の委員の皆様方には、委員長からもお話がございましたように、大変ハードなスケジュールの中で、精力的、集中的に審議を進めていただいております、そのことに対しまして心からお礼を申し上げたいと存じます。

16 年度に大きな水害がございまして、河川管理者といたしましても、武庫川水系につきまして、抜本的な治水対策を早期に進めていく必要があるというふうにご考えてございまして、この審議の促進方をお願いしてきたところでございますが、審議を尽くして、最終的に提言を取りまとめていただくというためには、3 月内では非常に厳しい状況ということで、その延長につきまして、運営委員会の方から要請をいただいております。

そういった強い要請を受けまして、県といたしましては、委員会の設置目的を達成していただくと。全国的にも注目をされておりますこの流域委員会でございますので、何とかこの3月以降も一定期間延長をさせてもらう方向で検討を進めております。具体的な期間等につきましては、まだ結論には至っておりませんが、委員の皆様方におかれましては、県の河川管理者としての治水対策に対する責務を果たしていかなければいけないという点をひとつご考慮いただきまして、引き続き提言の早期取りまとめにご協力をいただきたいというふうに願っております。具体的な延長期間につきましては、運営委員会の方とまたご相談をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。この件に関しましては、先ほど申し上げましたように、次回、26日の運営委員会で協議することになっております。それに先立って、今、部長の方から、きょうは、部長、土木局長、後ほど知事と、幹部がそろってご出席いただくということになっておりますので、それについて、県の幹部としての一定の方向をお話しいただいたということだと思います。一応そのことを承ったということにしまして、今後の対応については、後日の運営委員会で協議をしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、総合治水対策の検討の議題に入らせていただきます。

まず、ワーキングチームの協議結果のご報告でございますが、資料2-1から資料2-3まで、3回にわたる協議結果が既に開陳されております。実は、この協議結果の内容をご説明すると二重になります。協議結果をごらんいただければわかりますように、本日もご報告します総合治水・流域対策の骨格案をどのように取りまとめていくか、ここに盛り込まれた十数項目にわたる各対策をどのように位置づけるか、あるいは数値計算等について、

算入できるのはどの程度なのかというところを順次論議を重ねてきまして、それをこの委員会にどのように報告するかということの取りまとめでございますので、時間の都合上、この協議の内容は、今から別紙の骨格案をご説明することでかえさせていただきます。

では、骨格案に関してのご説明を私の方からさせていただきます。資料 2 - 4 をご覧ください。さらに、資料 2 - 6 の森林の保水機能、洪水抑制機能についても、参照いただければありがたいと思います。

総合治水・流域対策の骨格案をご説明する前に、4 点ほど、この流域対策案を私たちがまとめることの意義と課題についてお話をさせていただきたいと思います。

第 1 点は、流域対策を十数項目にわたって個々に検討し、総合的に基本方針、整備計画に盛り込むという本委員会が目指してきた基本方針、整備計画は、全国では恐らく初めてのことはないか。個別の対策については、いろんなところでそれぞれ取り組まれていることは確認されておりますが、可能性のある対策を一括して方針の中に盛り込んでいこうという整備計画は、これまでなかったのではないかと感じております。

第 2 点は、今後の課題として、こうした対策をどこまで数値化できるかというところが大きなポイントになるかと思えます。同時に、現時点では数値化が困難なものをどのように位置づけていくかということも今後の大きなポイントになるかと思えます。

第 3 点は、こうした流域対策によってどの程度の流出量のカットを行えるか、河道 - - 川の中への負担をどの程度軽減できるかということが、治水、利水、環境をバランスよく計画の中に提示していく大きなポイントになるのではないかとということでもあります。

第 4 点は、総合治水対策を流域住民と行政、並びに関係機関がどのようにして総力を挙げて取り組んでいけるか、ここに私たちの検討結果の成否がかかっているのではないか。このことは、既に流域委員会等の議論で指摘されているとおりであります。本日、この委員会にも、出席者の一覧表をごらんになるとわかりますように、河川部局のみならず、県庁のいろんな部局からご出席いただき、もちろん流域の 7 市の方々もご出席いただいております。住民と行政関係機関がこれからどのようにこれを実現していくかというところが大きな課題だろう。この点はワーキングチームの会議で繰り返し確認をしてきたところでもあります。

では、その中身はどういうものかといいますと、最初に一覧表を挙げております。さきに提示しましたように、森林から始まって遊水地に至る各対策を検討対象として挙げてきました。この表の中では、森林の下に太い線が入っております。それから、利水ダムの上

に太い線が入っております。先ほどから流域対策と申し上げておりますが、流域のみならず、例えば利水ダムというのは河道になりますから、ダムは河道対策につながっていくのではないかと、遊水地も、河川施設としてつくっていく場合には明らかに河道対策の一環になるのではないかとということで、河川対策というくくり方をさせていただきました。そして、流域対策の中でも、森林という広大な面積を占めるものによってどの程度の流出抑制を行えるかという課題と、水田以下に記載している各対策については、やや内容が異なるのではないかと。いろんな施設を利用して一時的に貯留していくことと、森林によって地下で貯留していくことは、少し性格が異なるかも知れません。そういうことで、森林と水田以下の間で太い線を入れております。

この一覧表は、それぞれの対策を基本方針に盛り込むかどうか、基本高水の数値化として具体的な数値を上げるかどうか、中長期的な、今のところ 20 年から 30 年ぐらいの計画と言われておりますが、整備計画に盛り込むかどうか、整備計画の暫定目標数値に対応する対策の数値化として計上するのかどうか、この 4 つの観点から検討してきたわけであり

ます。

その結果を、丸、三角、ペケで表示させていただきました。丸は、盛り込む、採用すべきである、三角は、まだ検討中である、ペケは、採用は困難だろうというふうな判断であります。クエスチョンマークのところは、まだ検討が終わっておりませんので、本日は、内容についてご報告できる段階に至っていないということです。同じく、その他の 2 つの行についても、問題提起をされていますが、ワーキングチームとしてはまだ検討が済んでいないので、空欄になっております。こうした取りまとめをするにあたっての考え方を、大きな 2 番で 6 点にわたって記載しております。

1 点目は、基本方針に盛り込む対策であります。

基本高水に対応する対策効果として数値化できるかどうか。従来、基本方針イコール基本高水というとらえ方も一部にはあったようですけれども、ここに記載しましたように、基本高水に対応する対策効果として数値化することができるできないにかかわらず、超長期に及ぶ武庫川整備の中で推進すべき対策はすべて基本方針に盛り込み、総合治水・流域対策として推進するという取りまとめをいたしました。

したがって、その過程で、基本方針には、中長期的な整備計画に盛り込む対策、あるいは日常の治水対策として住民あるいは関係機関が取り込む対策も盛り込んでいこうという取りまとめをしております。

2 点目は、基本高水に対応する対策として数値化するものをどのように位置づけるかということであります。

基本方針に掲げる基本高水に対応する治水対策として数値化する項目と具体的な数量については、まだ検討の途中であるため、今回は今後の検討課題として表示しました。各項目については、今後検討対象となる数量については具体的な検討に既に入っておりますが、2つの基本高水を前提に早急に絞り込みを図っていくということです。詳細については、後ほど各対策の検討状況の中で触れさせていただきたいと思っております。

3 点目は、整備計画への盛り込みと、整備計画の暫定目標値に対応する対策の数値化であります。

整備計画は、今後 20 年から 30 年の間に重点的に推進すべき対策として河川管理者から間もなく提示される予定ですが、その中に盛り込んで推進すべき対策を選定しました。

整備計画の暫定目標値に対応する流域対策の数値化は、今後、基本方針レベルの数値化と連動して検討していくということで、本日の段階では三角としております。

4 点目は、実は、以前の流域委員会で、このようにまとめるという形でお示しした一覧表には、右端に 365 日の治水という欄をつけておりました。今回の報告の中では、基本方針と整備計画と 365 日の治水というのは、ちょっと意味合いが違うのではないかとということで省かせていただきました。

では、365 日の治水対策、各流域対策をどのように位置づけるかということであります。

総合治水対策は、超長期的な基本方針レベルと中長期的な整備計画レベルとともに、個々の対策の効果は具体的に算出することは困難であったとしても、365 日、日常的に流域住民がこぞって総合治水の意識を高め、可能な限りの対策にそれぞれが取り組むことが重要である。そうした取り組みを 365 日の治水と位置づけた。

2 つ目には、総合治水対策の流域対策として掲げた対策の中で、各戸貯留を初め、水田やため池、公園、学校など、住民の身近で目にふれる対策や住民自身が積極的に取り組むことによって効果が期待できる対策はとりわけ重要であるということです。

基本方針としては、計画レベルの数値を挙げた対策も重要であります。日常的に住民、流域のいろんな機関が取り組む、そうしたきめの細かい対策も重要であるということを目指していこうということです。

5 点目は、流域対策の評価レベルであります。

これまでに検討してきた流域対策は、資料 2 - 5 にそれぞれの対策の効果予測 - - これ



まで検討してきた対策をやれば、このぐらいの効果が認められるのではないかという目いっぱい見た効果であります。それは本川基準点 - - 甲武橋レベルでの効果を前提に検討してきました。しかしながら、今後は、上流域とか支流、小流域での効果も検討の必要があるということを確認しております。

6 点目は、遊水地の検討であります。

遊水地の検討に関しては、現時点ではまだ検討途中で、評価表に記載するまでには至っておりません。

遊水地と一口に言いましても、3 つの対応が考えられるということで、態様や管理の形態から、以下の 3 種類に分けて、基本方針や整備計画への盛り込み、並びに数値化等を検討していくことにしております。

1 つのタイプは、内水とか川からあふれた洪水が結果として一時的に湛水する上中流地域の農地など遊水機能を果たしているものであります。河川施設として位置づけるのではなくて、実態的にそこはあふれて、あるいは吐けなくて、たまっていく。結果としては、一時的に川に流れるのを抑止して、流入抑制効果を果たしており、遊水機能を持っているのではないかという考え方です。

2 つ目は、主として中下流地域の公共施設や都市施設を洪水時の一時貯留施設として活用するものです。公共施設や都市施設そのものを一定の貯留構造に改造しておく。例えば、30cm とか 50cm とかという形でためておける、あるいはタンク方式でためていく等々の方策によって、ピーク時の河川への流入を回避するといった施設であります。

3 つ目は、河川管理者が用地買収や地役権を設定することにより河川施設として洪水時の一時貯留施設として整備するものです。

そういう 3 つのタイプに分けて、今後検討していきたいと思っております。

では、それぞれの対策について、具体的にはどういうふうな中身で、どういうふうな検討課題があるのかということになります。

まず、森林であります。

1 つは、資料 2 - 6 につけてありますが、既に第 30 回の流域委員会で確認しておりますとおり、現時点では武庫川流域で現状以上の洪水抑制効果を数量的に見込むことは困難である。しかしながら、森林の持つ多面的な効果とともに、森林を維持・保全し、手入れを高めていくことによる治水効果の向上は認められるので、森林面積の維持・保全に努めるとともに、健全な森林を回復するためのあらゆる手だてを講じるように求めていく。

2 つ目には、長期的には、武庫川流域の森林の機能と効果についての調査研究を進め、洪水時の流出抑制効果を高める手法とその効果量を数値化する手法を開発し、基本高水に対応させることも検討していくということです。最終的にどのような表現で盛り込むかは今後の検討課題であります。さきの確認に基づき、こうした観点から森林について対策を盛り込んでいきたいと考えております。

2 点目は、水田であります。

水田については過去にご説明をしておりますが、当初検討していた畦畔をかさ上げをして、そこにたまる水の量を確保していくことは、圃場整備等の事業と並行してやる場合には可能であっても、そうでない場合は困難な面が多いということ踏まえて、現況の畦畔の高さ - - 25cm とか 30cm の高さまで水をためて、満水になったら、次の降雨に備えて、せき板を操作して排水しておく。それによって効果的な一時貯留を図っていくという方式を前提に検討をしていくべきではないかと、考え方を少し変えております。

2 つ目に、流域の水田で全面的にこうしたことが行われると、洪水ピーク時の流出抑制効果は大きいわけですが、そのためには農家の全面的な協力を必要とします。今後の農業政策の中で、水田の持つ機能の多様性の中で治水効果も大きく評価して、国土保全を図る農業政策として推進していくとともに、推進について個別農家との協議をしていく必要がある。当然ながら、流域の水田面積をこれ以上減らさないという政策の推進も必要であるということです。

3 つ目には、どの程度の効果量を期待できるのかについては、さまざまな議論がございますので、なお検討していきます。

3 点目は、ため池であります。

ため池の堤防をかさ上げをしたり、現況のため池の利水容量を引き下げて、一部を治水容量にかえる、あるいは大雨が来る前には一定の水位を引き下げるような仕組みをつくっておいて、それによって洪水抑制効果を期待するというやり方あります。

ため池は、近年、利水機能に加えて多様な機能が期待されておりますが、利水・環境保全機能に加えて、大規模洪水時の治水面からの利用を推進していくということが 1 つです。

2 つ目は、利水面で貯留量に余裕がないため池は堤防のかさ上げにより、治水容量を確保する。その際は、オリフィスや余水吐けを活用し、ピーク時の降雨を貯留するようにし、流出抑制効果を高める。市街地など農業用利水容量に余裕が出ているため池は、利水容量の一部を治水に転用し、一時的な水位低下をさせる操作により治水に活用する。

3 つ目は、流域にあるため池のうち、集水面積の大きいため池や、池の形状 - - 皿池なのか谷池なのかによって条件が変わってきますが、水深、貯水量等を具体的に検討しながら、対象になるため池を抽出していく形で検討していくということです。

4 点目は、公園であります。

都市公園は、従来から雨水の利活用の観点から、雨水に対して一定の対策をとるアプローチはあっても、治水に活用する視点が実際にはなかった。しかしながら、公園は防災拠点としても重視されていることから、治水機能を導入する方針が県として決まれば、関係部局でも積極的に対応していきたいという姿勢が示されています。

2 つ目に、ワーキングチームの試算では、現況の都市公園面積の 40% 程度の面積が一時的な雨水の湛水可能な広場面積として試算していますが、都市公園は国の緑の政策大綱により現在の約 3 倍 - - 人口 1 人当たり 20m<sup>2</sup>、現在は阪神間で約 7 m<sup>2</sup> - - に拡大する方針を掲げています。

したがいまして、3 つ目として、上記の将来計画も勘案しながら、妥当な効果量の盛り込みを今後検討していくということです。

5 点目は、学校であります。

公園と基本的には似たような形でありまして、グラウンド - - 運動場に一時的な水をためる機能を持たせて、流出量の抑制を図る。

2 つ目に、武庫川流域初め、既に各自治体は、学校における一時貯留により治水対策に寄与させる方策に取り組んでいるところが少なくありません。物理的な流出抑制効果に加えて防災対策に対する教育効果も大きく期待されます。

3 つ目には、効果量と基本方針へ盛り込む数値量はさらに検討します。

7 点目は、防災調整池であります。

防災調整池は、森林、農地等を切り開いて都市化した場合、その代替流出抑制施設として設置しているものです。防災調整池の基本は、現在設置されている調整池の容量を減らさないよう現行の設置要綱を改正し、下流域の河道改修が進んでも調整池を廃止させないようにする。一定の下流域の改修が進めば、調整池を埋めてきたというのが現行の運用ですが、これを、その任務が終わっても、その機能を維持していくように、政策、要綱を変えていくということです。

2 つ目には、雨水の流出を増大させるような開発指導を改めるとともに、新たな開発を抑制し、一定規模以下の開発には免除されている調整池 - - 一定規模以下は調整池の設置

が義務づけられていませんので、ミニ開発の場合には調整池なしの山のはぎ取りが行われているわけですが、そうした場合にも設置を義務づけていくと変えていくということです。

3つ目は、当該調整池にかかわる小流域の河道改修が進んでも、調整池の機能をより広範囲の治水に役立てるために調整池の構造を改造するなどを義務づけて、より効果的な運用を図ることを検討しようという議論をしております。言いかえれば、小流域の小さな洪水に対応した設備の設計ではなくて、もっと大きな洪水に対応できるような構造に変えていくことも検討してはどうかということです。ただ、そのことが本当に効果的なのかどうかということについては、まだ議論の途中です。

したがいまして、4つ目には、基本方針、整備計画に盛り込む数値については、なお必要な試算を行って検討するということです。

8番目は、各戸貯留であります。

これは、これまでの対策と異なって、それぞれの住宅、あるいはマンション等の集合住宅で行える対策です。そうした流出抑制策は、屋根からおりてくる雨水をそのまま下水道へ流して、川に直接放流していくのではなくて、住宅の縦どいの下に浸透枡を設置して、雨水を可能な限り地下に浸透させるという方法が1つであります。もう1つは、屋根に降った雨をといを通じて直接集水して、タンク等に貯留していく貯留施設方式であります。関東などでは、既に利水と治水を併用した対策として、住宅や公共施設、民間ビルなどに導入を推進しているところが少なくありません。

2つ目には、こうした対策を流域のすべての住宅や建物、施設などで普及すると効果量は少なくありませんが、浸透施設は、大規模な洪水、大雨が降り続けているときには多分地下は飽和状態になっているので、地下浸透による大きな流出抑制効果は期待できないであろうということは理解しています。また、貯留施設についても、大雨の前にタンクを空にしておくなどの対策を行わねば、つまりタンクが満杯になっておれば、大雨のときの効果は期待できない。こうした問題をどのように評価するかということです。

したがいまして、3つ目には、基本高水対応など大規模洪水時の対策として数値を組み入れることは困難である。しかしながら、一般住民がみずから総合治水にかかわれる対策としては啓発効果が大きく、対策が普及し、大雨が予想されるときには事前の対策が行えるようになると、少なからずの流出抑制効果も期待できる。また、中小規模の大雨の際には一定の効果も期待できるなど、日常の総合治水に果たす役割は大きい。このような観点から、具体的な数値の取り扱いを検討していきます。

最後に、利水ダムについてであります。

これもまだ議論の多いところですが、治水用のダムではなくて、水道用水などの利水専用ダムの場合には、その貯留容量の一部を治水に転用する、あるいは多目的ダム - - 治水と利水の両方を兼用したダムの場合には、現在の利水容量の一部を治水容量に転用し、また大雨が予想される場合には、利水容量の水位を下げるなど、運用上の操作で治水調節容量を拡大していく。このことは、既存のダムを治水に活用することによって、新しいダムをつくる代替機能を期待できるのではないかという観点であります。

2つ目には、ダムによっては、治水活用することが構造上難しいところもあります。水位を急激に下げていくという構造になっていないところで、改造ができるかどうかといった問題はありますが、老朽ダム、例えば、千叡ダムのような 90 年にもなるようなダムについては、将来大幅な改造の必要が生じてくるので、その際に治水機能を持たせたダムに改造することによって同じ目的を果たすことができるのではないか。そういった意見をどのように取りまとめていくかという段階に来ております。

3つ目には、こうした利水ダムの治水転用は、最大の問題は、水道事業者の利水安全度の主張、要するに利水のためにためている水を治水のために放流せよということについて、利水安全度を損なうという主張が当然ながら水道事業者からは行われるわけで、利水と治水との折り合いをどのように解決するかというところに問題の焦点が絞られてきます。この点に関しては、人口の減少、あるいは水需要の原単位の低下などによって、近年、あるいは今後の超長期的な水需要予測を踏まえて、治水、利水、環境のバランスを総合的に判断していくことによって、治水に活用する道を切り開いていくべきである。現状の水利権など利水と治水のバランスを固定的に考えるのではなく、超長期的な政策のもとに検討を加えていく必要があると考えております。

4つ目には、基本高水に盛り込める数値を検討するにあたっては、一般論ではなくて個別のダムについての検討を加えて、構造的な問題や運用等についても検討する必要がある。現在検討対象に挙がっているのは、青野ダム、山田ダム、深谷池の3カ所、及び将来の改造時の可能性としては千叡ダムです。こうしたダムについては、現状では、利水の管理者からはそれに賛同する答えはいただいておりますが、3つ目に述べたことを含めて、今後の長期的な課題として検討していく価値はあるのではないかというのが現在の取りまとめ状況でございます。

少々長くなりましたが、これが武庫川の総合治水・流域対策の骨格案でございます。こ

の案は、何回も申し上げますように、ワーキングチームとしてはまだ検討途中であります。とりあえず現時点では、このあたりの考え方で、あと残る課題を詰めていくということでもいいのではないかとこのところで、本日の流域委員会にご報告させていただきました。この考え方について、過不足、あるいは異なる意見をどんどんお出しいただきまして、それを改めてワーキングチームで検討して、最終的な取りまとめを行っていきたく思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員の皆さん方のご意見をいただきますが、これに関して、意見書を出していただいている委員の皆さんもいらっしゃいますので、ご発言の中で随時その話にも触れていただきたいと思います。

では、発言を求めます。ワーキングチームの会議にはかなりの委員の皆さんがご出席いただいております。あるいは、全く出られていない方もいらっしゃいますけれども、忌憚のないご質問、ご意見をいただければ結構かと思っております。ワーキングチームに出席していただいた方も、この取りまとめの方向、あるいはこれからの課題について、ご意見等があれば、ここで共有しておいた方がいいと思っておりますので、ご遠慮なくご発言をいただきます。

田村委員 口火を切るということでもありまして、少し発言させてもらいます。

第 1 点は、総合治水ワーキングチームにこれまで何回か出席しまして、私の勉強不足かもしれないかもしれませんし、認識不足だったかもしれないですけれども、基本的には、基本高水に対しまして、流域対策、総合治水対策というのを多様な面から検討して、その分を差っ引いて、計画高水と。計画高水に対して、いろんな計画をつくっていくんだというように理解していたんです。ところが、何回かのワーキングチームの会議で、基本高水から差っ引ける流量は、河道対策といいますか、河川管理者がきちっと担保して、これはやるぞというような決意、あるいは決め方で数値化できた。基本的にはそういうことであるという意見がありました。基本高水から差っ引けるものは、今委員長のまとめられた表では基本高水数値化は三角になっておりまして、かなり難しいんじゃないか。100 見ていたものが、せいぜい 10%か 5%ぐらいしか見れない。あるいは、極端に言うと、全然見れないということになる可能性が高い。

今基本高水が、いろんなシミュレーションをした結果で 2 つ出ていますけれども、どちらが正解か、よくわからないところがあります。ですから、1 つは、政策判断でこうだという決め方をする必要があるのであるのかなと。そうなりますと、総合治水対策で今検討している、基本高水を減らすことで見れるのか見れないのか、そのあたりを再確認しておかないと、

今後の議論がまたあっちへ行ったりこっちへ行ったりするのではないか。

あと、3ページの公園のところ、緑の政策大綱によって公園面積が約3倍になりますということがありますが、今の阪神間の7m<sup>2</sup>の中に、武庫川の河川敷、例えば、宝塚なんかは河川敷のすべてが都市緑地か何かになっていますし、尼崎あるいは西宮も、都市計画の緑地として指定されていて、整備もかなりされていますが、これが入っている可能性がある。ですから、公園としては、現状もっと少ない可能性があります。特に、市街地では公園を整備するのは少ないわけですから、20m<sup>2</sup>という目標は持ってでもいいんですが、現実的には整備するのはかなり難しい。政策大綱というのは国のあれですから、平均20m<sup>2</sup>という目標を挙げていますが、各都市によって実情は全然違います。

ですから、短絡的に3倍になるから、3倍のものを一律40%湛水可能というふうな形で見込めるとは言えないのではないかと。この辺はもう少し精査していく必要があると思っています。

松本委員長 今回の点に関して、この議論をしていたときに田村委員はいらっしゃらなかったんで補足しておきますと、きょう報告したのは、3倍になるから3倍の方向で数値を検討しましょうという話には全くなっていない。公園というのが、そういうふうな計画がありますよということで、そのことをどう評価するかはこれからの課題です。

それから、河川敷が現行の公園面積に一部含まれているというのは確認済みですが、全体の公園面積から見ると、ごく一部にすぎないので大きく変動しないというのが担当課からの話です。

だから、3倍とか7m<sup>2</sup>の基準で数値を入れましょうという方針を持っているというのではなくて、そういうことがあるので、それをどう評価するかを今後の数値のところを検討する。否定的な検討結果になるかもわからないし、肯定的な検討結果になるかもわからない。その辺はこれからの議論になります。

田村委員 もう1点、この表のその他の中で、流域の流出抑制を目標とした土地利用転換、これは私が提案した1つかなと思うんですが、県から出されている兵庫県の将来推計人口のデータを拝見しますと、これは流域の人口と書いていますので、流域に関連する市の人口が全部入っているのか、本当に流域で区切って、その中の人口を推計しているのか、よくわからないのですが、平成15年にピークを迎えまして、これは300万人ちょっとで、2050年では50万ぐらい減って、250万から260万と。

そうなりますと、この土地利用転換の話とか、市街地も、今の市街化区域の未利用地が

将来市街化するという前提で今考えていますけれども、そのあたりもきちんと見直していかないといけないと思います。今の市街地が、将来緑地化する、あるいは公園、森林になるということも想定した上で考えていく必要があるのかなと私は思っています。今これは空白ですけれども、このあたりもワーキングチームでもう少し検討していくべきだと思います。

中川委員 今田村委員の方から担保の話が出ましたので、当日配付資料で恐縮ですが、意見書を出させていただいていますので、そちらの方で少しお話しさせていただきたいと思います。この資料は、第 17 回の総合治水ワーキングに意見書として出させていただいたものなのですが、何分総合治水のワーキングは議事録を残していくという性格のものではありませんので - - 本当は総合治水のワーキングで議論されている議論はもっと広くみんなでシェアすべき性質のものだと私は思っておりますし、そう思っている委員も少なからずおられるかと思いますが、そういう意味もありまして、ワーキングに出ていらっしゃる方にとってはかなり重複した意見書になっていますけれども、本日委員会の資料として出させていただきました。どこを削ってあるのかといいますと、おおむねみんなの意見として合意できたらと私が思ったようなところは外しています。先ほどワーキングチーム主査の委員長からのご報告を聞いていますと、かなりの部分が入っていますので、パスさせていただいていい部分もあるのかなと思いつながら聞いていたのですが、せっかく書いていますので、上から順番に説明させていただいてよろしいでしょうか。

松本委員長 できるだけ手短かにお願いします。

中川委員 そうしましたら、基本的な考え方ということで、4点ほどきょうは挙げています。29回の委員会にも意見書を出させていただいておりますので、そのあたりと一緒に見ていただけたらと思います。

特に強調しておきたいというか、引き続いてワーキングの方で議論になっていくんだろうと思いますが、豪雨災害にもかかわるような対策を基本方針の中できちんと位置づけておく必要があるということと、担保の話がこの後出てきますが、どういう条件がそろったら、実際その運用ができていけるのか、条件整備の部分を方針の中に入れておく必要があると思っています。

もう1つは、(3)ですが、基本高水から引き算できる話を今ワーキングチームで一生懸命していますけれども、そもそも基本高水を算出するときに使ったいろんな条件、例えば、森林が面積的に非常に大きいんですけれども、こういったものは減らしていかない、減ら



さないことをどう担保するのかということの方針の中に入れておく、あるいはそういうことを検討しておく必要があるだろうと思っています。

それから、ピンポイントの 1 / 100 にだけきく対策ということではなくて、降雨が非常に変動してくるというふうに言われていますので、降雨変動に対して、つまりどか雨が降ったり全然降らなかったりとかいうことに対しても、きちんと効果を発揮できるような、左右されにくい対策を重視する必要があるのではないかと考えています。

その上で、きょう骨格案で委員長が説明していただいた中で、そこに書いているところは全部パスして、1 点、1 ページの森林のところ、これはさっきも言いましたように、これ以上森林を減らさないことをどう担保するのかということ議論しておく必要があります。つまり、森林の効果を期待しているわけですが、実際には市街化区域外の森林がどんどん宅地に変わって行っていきますし、実際にはミニ開発がほとんどですので、調整池を設けるといいう状況にもなっていないのが現状です。そのところをどう明記するのかということ。

あと、森林にかかわって、武庫川の場合は、砂防対策、土砂管理をきちんと位置づけておかないと大変なことになります。それから、森林整備のそもそものあり方ともかかわってくる話かと思えます。

それから、利水ダムですが、先ほど委員長のご報告の中にもかなりありましたので、多くつけ加えることはないんですが、県下でのトータルな水政策を考える時期に来ているのではないかと。私は宝塚市の住民でございますけれども、宝塚市は、川下川ダムの容量が非常に下がってきておまして、先日湧水対策本部が設置されました。ところが、宝塚市内には大きな千苅ダムというのがあるんです。水としてはあるのに、湧水対策本部を設けなくちゃいけないというのが宝塚市の今の現状なわけです。だから、県下、あるいは阪神地区のトータルな水政策というのを考えないといけない時期に来ているというふうに、私は強く申し上げたいと思います。

水田、ため池、公園、学校、防災調整池は飛ばさせていただきます。

次に、先ほど田村さんの話にあった担保の話なんですが、ワーキングの方で具体的な議論がかなりされています。ここに書きましたので、そのまま読ませていただきます。

担保できないことは方針に書けない。現時点で実現が担保できることしか書けないということ、つまり、方針とはそのようなものであるということから、担保の意味が、今ワーキングの方でかなり論点になってきています。これまでのワーキングの議論の中では、2

種類の意味の担保が使われていると私は理解しています。1つは、行政内部の担当部署の問題、もう1つは、運用です。さらに、運用の中には、物理的運用（水制御の工学的な意味）と社会的運用（人間の運用操作の意味）の意味があります。物理的運用とか社会的運用というのは、私が造語いたしました。これについて、私は次のように考えています。

まず、担当部署の問題ですが、きょう知事が後ほどお見えになると伺っておりますが、県政全体において取り組む総合的な河川政策の骨格として政策方針に採用するかしないかということではないかと思っております。その意味で言えば、担保する責任者というのは、流域委員会でご苦労していただいている河川担当の部署なのではなくて、すべての県政を総括する河川管理者である知事にあるのではないかと。当然、総合治水をするので、関連の部署の方に、毎回毎回、ワーキングも含めてご協力をいただいているわけですので、担当部署については、私は狭くとらえる必要は全くないと考えています。

2点目の運用について、まず物理的な運用は、ワーキングの中でもかなり議論されていますが、現時点で制御に関する研究なりが十分進歩していないのでできないということではなくて、今後進歩していくということを含めて考えてよいのではないかと考えています。

社会的な運用については、そこに3点ほど挙げましたが、どのようなものを持ってきたとしても、100%確実に担保できる運用はそもそもあり得ないというふうに考えるべきだと思います。ですので、の一番下に書いていますように、実現の諸条件の整備を同時に政策として採用するということが、この問題をクリアしていくべきなのではないか。先ほど田村さんもおっしゃいましたけれども、何で担保するのか、何が担保したことになるのかというのは、政策的に行っていくことではないかと思えます。

最後に、太字で書いていますが、河川担当課の方だけがすることでは決してないと思います。県政全体で取り組む総合的な政策として、政策方針に採用するかしないかが担保なんだということで、この後の高水での数値化なり、整備計画の中での数値化なりを考えていく必要があるのではないかと。こここのところは、ワーキングで意見が割れているところですので、突っ込んだ議論がきょうどこまでできるか、時間の制約もあるかと思えますが、どの方策についても共通したポイントだと思います。

次のページに、「なぜ流域対策を重視しなければならないか - 危機管理の重視を」ということで書かせていただきました。これは、重要な話なので、どうしてもペーパーとして出しておきたかったという意味がありますが、説明すると時間をとってしまうかと思えますので、もし差し支えなければ、また後ほどという方がよろしいかと思えます。危機管理と

いうことをどこからとらえるのか、あるいは流域対策は危機管理が非常に重要だということを書かせていただきましたので、ぜひご一読いただきたいと思います。

以上です。

伊藤委員 今の中川委員のご意見に関連しまして、私の資料 4 というのを今日配っていただいております。

先ほど委員長からご説明がございましたけれども、利水ダムを治水に使いたいということの提案を私もしたんですが、それに対して河川部局からは、武庫川の利水は検討対象外だということを知りました。それで、武庫川の治水を考えるとときには、利水予測というのを入れないと武庫川の治水計画は成り立たないのではないかとということで、西宮市さんの水道の利用状況を 40 年間調べてみました。後で宝塚市さんも調べていまして、それは裏側にプリントしております。

最近の節水型の機器の増加と市民の節水志向がかなりきいておりまして、西宮市さんの場合は、人口が 10% 増加しても、年間配水量は 10% 減少している。今、1 人当たり配水量は、最高時の 10% 減となっております。ただ、このときに各市の水道事業者が立てられている水道使用量の将来計画というのを十分に見て、それについての協議は河川管理者がしなければいけないんじゃないか。その上で、治水というものを検討する。治水計画というの、健全な武庫川の水循環の中で成り立たないといけない。ですから、河川計画課ではなくて、知事がそういったものについて全体の調整を図るべきではないか。そうすれば、利水ダムも治水への転用が可能ではないかとということで、調べてみた結果です。

ちなみに、長野県浅川というところで、先日発表された河川整備計画の案では、治水・利水対策推進本部というのが、知事部局主宰でできております。

治水だけではなくて、利水も含めた形の川の管理といったものをぜひやっていただきたいということで、提案させていただいております。

奥西委員 先ほどから少し出ております治水効果の担保という件ですが、ワーキングチームでかなり議論はしたけれども、はっきりした結論は出ていないわけですが、それについて少しだけ意見を言いたいと思います。

これは、せんじ詰めるとわけがわからなくなるという性質の必然的なものです。例えば、校庭に水をためたときに、地震が起こって、皆さんそこへ避難してきたらどうなるのかという議論がありました。それでいくと、ダムだって、地震のときどうなるのか。台湾の大地震のときには、ダムのゲートが動かなくなった事例がたくさんあります。そういうこと

を考えると、ダムは治水効果として担保できないのかということになると、すべてゼロにせざるを得ないという極論さえ起きてくるんです。

少し観点をかえて、今ワーキングチームから提案された対策というのは、多分に流域住民の協力を前提にしている。ごく最近、自分で気がついて、あっと思ったんですけども、これまでの治水方針というのは、流域住民は何もしなくてもいい、専ら河川管理者が一生懸命やって、安全を担保するんだという考え方になっているわけですが、ここで提案している総合的な治水というのは、その対極にあるもので、もちろん河川管理者は何もしないということではなくて、河川管理者に負うところは今後とも大きいわけですが、流域住民も治水に協力する。この流域委員会に関しては、治水方針を決めるにあたって、流域住民の協働と参画ということがうたわれていますが、その計画だけではなくて、実際治水を行うときにも、流域住民が協力していく。そういう考え方になっているので、担保云々の問題は、多分に流域住民がどこまで協力できるかということにかかっていると思います。

例えば、利水の問題について言えば、渇水の恐怖というのはまず大きいわけですが、それと洪水の恐怖と、どの辺にバランスポイントをとるのか、このワーキングチームの提案というのは、その判断を流域住民に迫るという形にもなっているわけです。

そういう点で、絶対的にこれだけ担保できるとかいう性質のものではなくて、多分に流域住民の協力を依存したものであるということを申し上げたいと思います。

酒井委員 私たちの委員会が発足して、もう既に 22 カ月を経過しました。今も話題に上がっておりますように、何を担保にするか、私たちがいまだに基本高水が決められないで先送りしてきた経過の中で、それがどのように数値化されるかという問題に出くわしたときに、意見が 2 つに分かれます。今の中川委員の造語になりましょうが、社会的、物理的、そういったものを突き詰めていく中で、これから先、私たちの委員会の中で重要視しなければならないものは、数値化されないものの中に大変大きなものを含んでいるということを申し上げたいと思います。

例えば、大水のときに、水の色が変わる、川の中に異様な音がする、そして、急激に水かさが上がってくるという状況がある。そういったことを現実の問題として踏まえて、この委員会が数値で塗り固めてしまうのではなしに、現場に立って、いわば 23 号台風の痕跡を検証していく中で、新しい武庫川の対策が示されてこそ、市民の共感が得られるんじゃないかと私は考えております。

岡田委員 個別対策の活用可能性一覧のリストに基本方針盛り込みは全部丸になってい

て、基本高水数値化は全部今後検討するというふうに記録されております。もしこれが数値化がいまいであるということであれば、基本高水からこれを差し引くということではできないというのが河川管理者側の言い分で、はっきり決まったものしかできないということでございます。

一方、資料 2 - 5 の治水効果の表を見ますと、すべての提案に対して、例えば水田の場合は、339 / 3589、または 425 / 4429 というふうに、ある程度の治水効果が試算されているわけです。これがそのまま数値化されることは無理であるかも知れませんが、水田の方も、圃場整備とかそういうことがなされておまして、過去の水田とはかなり様相が変わっておりますので、こういうことについては、例えば 339 のうちの 40%とか 60%とか、試算したからには、幾らかの数値としての可能性を残しているということでございますから、そういうふうに対策を立てられるように、今後流域委員会の中で話をしていきたいと思っております。

ただ、その下のため池の水位引き下げについては、私も、ワーキングチームの中で話をさせていただきましたが、市街地にあたるため池 26 カ所について、水深 2 m 分を治水容量に活用すると、市街地のため池は、ご存じのように、2 m も水位を下げると空っぽになってしまうようなため池もあるわけですから、利水ダムが 2 m 下げたから、ため池も 2 m 下げてもよいということには決してならないと思います。それはその周辺に住まわれている住民の方々の合意を得てしなければならないことであって、これだけをやったら、今度は環境問題とか生態系の問題とかいろいろの問題がありますので、こういうところは、私はかなり割り引いて考えるべきではないかと思っております。

総体的にいて現在こういう状況で、議論の余地がまだどの部門においても残っているということでございますから、冒頭で委員長が言われ、また部長がお答えになられましたように、今後なおかなりの時間を経て、流域委員会でもこの終結を迎える。つまり、答申を書けるような状態になるのではないかと考えております。ここで日本で初めての総合治水対策を河川整備基本方針から定めるというような条件になっておりますから、ここで慌てることなく、十分に検討することが私は必要であるということ、申し上げるまでもありませんが、この場で一言つけ加えたいと思っております。

以上でございます。

松本委員長 中川委員、先ほど省略された最後の流域対策をなぜ重視しなければならないかに関して、手短かに発言をしておいてもらえますか。

中川委員 それでは、先ほどの意見書の 3 ページのところですが、なぜ流域対策を重視しなければならないのかということで、委員も含めてお手元の資料は白黒になっておりますので、スクリーンの図 - - 色がついたから劇的にわかりやすいというわけではないんですが - - を使って、簡単にお話をしたいと思います。

我々は、方針と整備計画を両方一緒に考えなければいけません。今までのいろんな議論の中で、基本方針というのは達成期間を定めない目標なんだというお話が河川管理者さんの方から何回もありました。このあたりについては、超長期、あるいは 100 年とか、いろんな話が出ていますが、一応期間を定めない目標なんだということに理解を示すとしますと、目標に至るまでの危機管理対応というのを我々は同時に考えなければいけない。これが今置かれている現状だと思います。

このグラフは、昨年 12 月 3 日に日弁連が行ったシンポジウムの際に、竹村さん - - 元国交省の河川局長さんで、今は大学の先生をなさっておられる方がかかれた図を拝借して、私なりにかき足したものです。ちなみに、彼がかいたものは参考として下にかいてありますので、私が何を足したのかというのは、見ていただいたらわかると思います。

グラフの青色の部分が整理済みのものです。縦軸は安全レベル、横軸が時間、時間はすなわち費用だと彼は言っていたんですが、私もそのとおりだろうと思います。現在のポイントは、レベル的に見て、このあたりです。整備計画をこういうものでつくるとしたら、本来あるべき基本方針というのはこのあたりにあって、これは、竹村氏いわく、行政が国民に提供するサービスレベルなので、変えることはできないという主張だったんですが、我々は、このレベルから今決めようとしています。

整備計画では、ここのポイントまで定めるわけですが、それが 20 年とか 30 年とか言っているわけですが、実は、整備計画が達成された後でも、安全のレベルから言えば、基本方針のレベルには全然達していない。恐らくどこの河川でも達しないだろう。武庫川でも多分達しないだろう。そうすると、私たちが考えなければいけない危機管理というのは、あしたにも 1 / 100 の雨が降るかもしれないということを考えると、今の時点の安全レベルより高いレベルの安全レベルまでの非常に長いスパンの危機管理についての対応を考えなければいけないということになります。その一部として、基本方針で決めたさらに上のレベルの洪水が来たときにどうするかという、いわゆる超過洪水対策が入ってくるわけですが、それも全部含めた形での危機管理対応を考えておく必要がある。

ペーパーの方に書いていますが、危機管理対応は、安全レベルに対して、今申し上げた

ように連続的に必要になります。危機管理対応を同時に考えれば、それぞれの安全レベルを実現するための方策も、連続的に効果を発揮する対策を重視しなければならないということはおわかりになるかと思います。

もう一度スクリーンに戻りますが、1 / 100 というのを我々は定めてずっと来ていますが、このポイントを達成する対策だけを取り上げて、それを重要視するというのではなくて、ここでも効果を発揮する、このレベルでも発揮する、どのレベルでもシームレスに効果を発揮していくような対策を重視する必要があるだろう。

そのように考えたときに、流域対策というものは、大体皆ちまちはしていますけれども、小さな雨にもそこそこきく - - 大きな雨でできないという方策も中にはあるんですけども、こういうふうにシームレスにきいていく対策を流域の中で重視していく必要があるのではないかと思います。

流域住民にすれば、方針のレベルがいつ達成できるかわからないというのが現実ですので、今あるポイントから上のリスクの最大に対して減災するという危機管理対策、つまり災害履歴の情報の公開を含めた情報公開、恒常的避難、一時的避難というものを重視して、方針なり整備計画なりに位置づけていきたいというのが私の意見です。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

あと、この骨格案に関しまして、ご意見等があれば伺いますが、ご発言を予定されている方、いらっしゃいますか - - 。

なければ、ここで少し休憩を入れて、その後、この骨格案を委員会としてご確認を願えば、そういうふうな方向、方針で、さらに残る検討課題を詰めて、流域対策案をまとめていく。きょう出された意見については、検討していく際に勘案していくという取り扱いをしたいと思いますが、その辺について改めてお諮りしますので、よろしくをお願いします。

では、7時10分まで休憩します。

( 休 憩 )

松本委員長 再開します。

休憩前に申しあげましたように、きょうは、骨格案に関しましては、基本的にはこの方向で、さらに検討課題について検討する。その過程では、きょういただいたご意見を前提にして、ワーキングの中で議論を進めるというふうな取り扱いにさせていただきたいと思いますが、なおご意見がございましたら、承ります。

伊藤委員 先ほどの項目のほかに、今日もワーキンググループで提案しましたが、武庫川流域の土砂の管理について検討する必要があると思っております。一昨年の台風 23 号では、土砂の流出というのがかなり影響したのではないかと考えておりました、前から土砂の流出量とかの資料の提出をお願いしておりますけれども、土砂の管理がいかにされるべきかということを含めないと治水の計画も成り立たないのかなと考えております。これについて、次のワーキングチームで提案させていただきたいと思っております。

もう 1 点は、国交省の流域貯留施設等技術基準 - - 平成 5 年のものですが - - というのがありまして、これによると、流域のいろんな貯留施設の貯留効果の算出基準がございます。その中で、先ほど委員長がご報告されましたもののほかに、棟間貯留 - - 団地の棟と棟の間の貯留 - - と駐車場貯留というのが入っておりますので、これも検討対象に含めさせていただきたいと思っております。この次のワーキングチームで提案させていただきたいと思っておりますけれども、この席でご提案申し上げたいと思っております。

松本委員長 それでは、この件に関してのご発言は一たん終えていただきますが、今伊藤委員からもございましたが、先ほど各項目についてご報告したこと以外に、先ほど田村委員からは、その他の土地利用転換、1つの事例としては宝塚の新都市開発計画地域で流出抑制を目標とした方策はできないものかという具体的なご提案が出ておりました、それも検討して、今関係部局とも協議をしておりますが、問題点もたくさん出てきております。

あるいは、その下の 大雨対応啓発というのは、大雨のときには皆が 1 日ぐらいふるを使うのはやめようじゃないかといった提案でありまして、そのことによって流すということをやめようということですが、そうした生活の中から対応できることはどれだけあるのかといった提案をされております。ただ、この件に関しては未検討であります。

今、伊藤委員からございました棟間貯留 - - 団地の棟と棟の間の空きスペースを活用した貯留というのも、国交省の技術指針の中に具体的に出ております。駐車場貯留についても、こういうのをやったらどうかという話が出ておりますが、詳細な検討には至っておりません。

そうしたことについて、一定の時間内にどのレベルのところまでの検討が可能かということも含めて、今後ワーキングチームの検討課題の 1 つに挙げておくということです。

全体としては、ワーキングチームからの骨格案の取りまとめの考え方、方針を一応了として、さらに補足的に出た意見を加味して、早急に検討を続けるということで、この件に関しては、本日のところは終わりたいと思っておりますが、それによろしゅうございますか。



畑委員 申しおくれましたが、委員長がいろいろご説明されました中の利水管理と申しますか、ダム管理などによって洪水対策に結びつけようとする、基本になるのが流域のモデル化です。いつの時点でためて、また排水してやるか。そういうようなことを考える上では、ベースになるものが必要で、全体的な流域対策とともに、そういう機能を我々としては開発していくべきであろうと思います。

現在、線形貯留のモデルで概算をしているわけですが、そのモデルもさらに高度化して改善する余地がいっぱいあると思いますし、結構使えるモデルであるなと思っています。改善すべきところは改善しながら、よりよい武庫川モデルをベースにして、今後、洪水制御、治水管理を行うべきではないかと思っております。

数値云々の話がありまして、数値だけで議論すべきではないというご意見もありますけれども、実際治水対策ということになりますと、はっきりした数値がベースになるかと思っておりますので、それを 1 点加えていただければと思っております。

佐々木委員 人口の問題ですけれども、公園の部分と利水ダムのところに限って出てきたようですが、そうではなくて、全体的にかかわってくるということで、基本方針は超長期のお話ですので、人口に対するトレードオフの関係みたいなもの、ある部分から見れば、人口が逆にふえるというふうな関係になるかと思っております。特に上流域の三田あたりでは、そのあたりの問題は大きく出てくるのではないかと考えられますし、人口については、すべてにかかわってくるのではないかと思っております。これはちょっと個人的なつけ加えです。

松本委員長 今後の検討にあたっての留意点という形で、いただいております。

では、先ほど申し上げたような形で、今のお二人の意見も盛り込みながら、さらにワーキングチームとして検討していただくということで、この議題については一たん終わらせていただきます。

次の議題でございますが、環境ワーキンググループとまちづくりワーキンググループから、進展状況、これからの方針等についてのご説明をいただきます。

まず、環境ワーキングの方からお願いします。

村岡委員 それでは、環境ワーキンググループの作業の進捗状況についてご報告いたします。

きょうの時点で、特にまとまった資料はございませんが、きょう、ワーキンググループの会議を開きまして、かなり重要な点について討議しましたので、その結果についてご報告することでご説明にかえたいと思っております。

討議した順序からいくと逆になりますが、私主査の方から、我々に残されている討議の時間も十分あるわけではない中で、今後環境ワーキンググループの討議を踏まえて、いかに提言をしていくかということについて、大ぐくりのテーマを提案させていただきました。3つございます。その他を入れると4つになります。

1番目は、自然環境について提言をまとめること、2番目に、水循環の健全性についてまとめること、3番目に、水質とモニタリングということでもまとめること、この3つを提案させていただきました。

これらについては、十分な討議をしておりませんが、少なくとも1番目の自然環境については、きょう、いろいろなご意見をいただいたところでございます。自然環境というのは、言うまでもありませんけれども、生態系の保全、あるいは再生、復元、多様性の確保といった観点でありまして、しかも総合治水ということですから、これから行っていく治水事業等に関連して、いかに自然環境を保全したり修復したりするか、その点についての意見をまとめるということでございます。

それに関連して、先日事務局の方から、武庫川の健康診断図 - - 現時点ではあくまで案ですけれども - - について、詳細な専門的なデータをいただきました。人と自然の博物館の専門家がこれまで調査された内容を、今後行われていくべき治水事業の中でどういうふうに考えていくかという観点からまとめていただいたもので、我々にとっては非常に都合のいいデータであるわけです。その内容は2つあると思っております。

1つは、この流域の中で、保存あるいは保全すべき事項が幾つかあるということで、原案では5つのテーマでまとめられております。例えば、岩場を流れる渓流をいかに保存するかという問題、オヤニラミの生息地をどういうふうにするかということ、夏季の冷温性の種の保存の場所があるかということ、流れの緩やかなところで見られる希少種の生息をどう考えるか、また、県下で唯一確認されているような植物生息のある地域をどういうふうにするか、保存、保全するかということです。

こういった保全、保存をする事項のほかに、今後河川事業を進めるにあたって課題になる点も幾つかあると思っております。これは環境グループの委員からいただいた意見をまとめた形になっておりますけれども、例えば、下流域の流況というのは、潮どめ堰の改良問題等あって難しいと思いますし、下流域はよくあるんですけれども、部分的に流量が減少することがあります。これはかんがい期に取水による減衰があるほか、いろんなことがあるんでしょうが、生態系あるいは生物の生息環境に及ぼす影響があるということ、また、

支川等で、堰とかダム落ちとか落差工とかで流路が断絶していることによって、生物環境も連続性がないといった問題があります。また、三面張りの河道がある部分では、もともと植生が豊かでないということのほか、水温が上がり過ぎるという傾向があります。また、市街化されている区域では、水質の汚濁が進行しているのではないかと、また、外来種の生物の問題があります。

こういったことを環境問題としてどういうふうに扱っていくかということを考える中で、1つは、この資料をつくっていただきました人と自然の博物館の専門家と我々環境グループのメンバーとが直接意見交換をしたらどうかという発想があります。今事務局の方で調整していただいております、それによって、我々が持っている課題とか疑問を整理していく手だてにしたいと考えております。これは1つの楽しみな企画ではないかと思っております。

水循環の健全性にかかわる問題については、これまでも若干ご説明をした経緯がありますが、水収支の問題、適正な水利用の問題、あるいは正常流量というのはどういうふうに考えるべきかという課題等があります。また、上水道、下水道の水循環経路が、実際には我々の目に見えないところで水が循環している可能性もありますので、そういった点から河川環境を見直していくことも大事かと思えます。

水質とモニタリングに関しましても、単に公共用水域の環境基準が満足されているかどうかということだけではなくて、生物の生息に好ましい水質を求めていくということと、流域全体として水質問題がどういうふうに管理されているかという点について、モニタリングのあり方等を考えていくことも大事かと思えます。

そのほか、環境学習とか、市民モニタリング、あるいは情報の市民共有といった問題が出てくるかと思えます。これは具体的な討議の段階ではありませんけれども、今後こういったものも加わっていく可能性があると思えます。

きょうの環境ワーキンググループの会議では、主としてこういったことが討議されたということをご報告させていただきます。

松本委員長 そういった課題を今後環境ワーキングのところでは具体的に取り組んでいくということのご説明をいただきました。これはご報告という形にさせていただきます。

まちづくりのワーキングの方からも、今後の課題等についてのご報告をお願いします。

田村委員 画面の方は細か過ぎてわかりにくいものですから、お手元の資料をベースに、これまでの経緯、今後について説明をさせていただきます。

説明の前に、先ほど原口県土整備部長さんの方から、スケジュール的に3月中旬というのを、見直しを前向きに検討したいというお話がございまして、ちょっとほっとしたんですけども、私の方も、まちづくりワーキングを立ち上げて、皆さん方本当に一生懸命やっているんですが、3月まで2カ月もないのにどうしたらいいのかなということを、この流域委員会の前に1時半から第6回のまちづくりワーキング会議をした中で、作業スパンとの絡みもあって煮え切らない話をいろいろしていきまして、ぜひともそういう方向でお願いしたいと思っています。

A3の表に、これまでまちづくりワーキングで課題としてきた項目を整理しております。主に5つございます。

1番目は、武庫川の位置づけと役割ということで、1つは、武庫川に関するいろんな資料の読み込みとか現況の評価を整理しようということ、2つ目は、武庫川とまちづくり、あるいは地域づくりに関して、流域の関連各市あるいは県民局さんがどういう課題を持たれているのか、今後のまちづくり、流域づくりに対する方向がどうかといったことを調査しようということです。これについては、3段目、これまでの検討結果のところ少し書いておりますけれども、いろいろ分担して、資料の読み込みとか、それに対するコメントとかを行っていきます。まだ不十分なところはありますけれども、この辺をベースに基本方針なりの中に盛り込んでいければと思っております。

それから、流域のまちづくり等につきましては、12月中旬から下旬にかけて、流域関連各市、県民局さんへのアンケート調査を行っておりまして、まだ一部できていませんけれども、大半の部分、資料としてもらっております。それを今後まちづくりワーキングの中で読み込んで、今後の我々の提案に生かしていきたいと考えております。流域関連各市さん、県民局さんに重ねて御礼申し上げたいと思います。お正月を挟んで時間のない中で、ありがとうございました。

2番目は、武庫川総合治水の促進ということで、当初、まちづくりの中で、3つの課題を挙げて検討しようということで、一部検討してきましたが、-1、-2につきましては、総合治水のワーキングチームが積極的に検討、対応しておりますので、基本的にはそちらの方にゆだねようということになっていきます。ただ、先ほどの各委員さんのご発言の中で、伊藤委員から駐車場等の一時貯留というお話がございましたが、その辺につきましては、まちづくりの方で課題として考えておりましたので、引き続き総合治水ワーキングチームの方で検討をお願いしたいと思います。

- 3 の建築、都市整備面からの超過洪水対策といいますが、先ほどの中川委員のグラフでいきますと、危機管理対策、超過洪水というのは、基本高水以上のものが来た場合ということですが、そうでなくても、堤防が本当に大丈夫かというようなこともございますし、基本高水が来なくても、氾濫域に影響を及ぼすということもあると思います。そういう超過洪水、あるいは危機管理対策として、建築、都市の側面からいろんな対応策を検討していく必要があるだろうということで、以前から、例えば震災に強いまちづくりとか、火災に強いまちづくりとか、密集市街地の解消とか、そういうのは都市側でいろいろ検討されていますけれども、それと同様のレベルで、総合治水の一環として、流域に被害を及ぼさないような水に強いまちづくりをどんどん検討していくべきではないか。

1 つは、建築のピロティー化、あるいは周辺とあわせて共同建てかえのときに、耐水性を考慮した共同住宅をつくる、そういうのもあるでしょうけれども、これから流域が少子高齢化する中で、震災のときもそうでしたけれども、地域のコミュニティが高齢者を救ったというのが随分あります。水害に対しましても、新たに大きなお金をかけて再開発とか再整備をするというのも検討は必要でしょうけれども、地域でできるような対策、例えば、水が来るといようなときに、お年寄りを抱えて近くの高層マンションに避難して、水の去るのを待つとか、そういうことを民間マンションみたいなものと連携してやるかということもあるでしょうし、ソフト、ハードの対応策を検討していく必要があるのではないかと思います。ただ、これにつきましては、ハザードマップができないと具体的なことはできませんので、まちづくりワーキングとしては、今のところはアイデアとしての提案程度かと思っております。

3 番目は、武庫川と周辺地域の魅力づくりということで、前々から申していますように、河川の中だけの話でなくて、周辺のまちと一体化した魅力づくりというのを考えていけないといけないと思っております。そういう中で、1 つの手段としまして、まちづくりワーキングでは、武庫川沿川を 36 のブロックに分けまして、武庫川カルテというのをつくっております。先ほどの委員長の運営委員会報告の中で、作業が完了したとなっているんですけども、とりあえず中間段階で完了したという理解をしていただければと思います。まだまだ修正とか追加とかをしていけないといけませんので、今後スケジュールを見て、カルテづくりをどんどん進めたいと思います。

画面に出ておりますカルテは、36 分の 8 で、ちょうど末広、宝塚の市役所と防災公園の場所です。昔の武庫川の流れと武庫川の堤防あるいは土手の位置を表現して、茶

色の部分が伊子志の集落、これが伊和志津神社だと思えます。これが逆瀬川で、きちっとした河川の形をしていません。土砂がだっと流れて、氾濫した跡をそのまま表現しているような帯状の表現になっております。今の武庫川はこの範囲です。昔は暴れ川と言っていたように、河川の幅が随分広いわけです。

これは、明治 19 年ごろの地図を今の図面に重ねています。100 年前の武庫川と今の武庫川を比べることによって、100 年後の武庫川はどうあるのかというようなことも視野に入れながら計画づくりは必要だと思えます。

このときは、この辺は畑とかそんなもので、集落はここにしかなかった。ここに、中山道といまして、西宮街道から枝分かれして、伊子志の渡しを渡って、小浜を通過して、中山の方に参詣道があったというのがわかります。

こういった地域の歴史文化とリンクして武庫川をどう考えていくのか、既存の資源を川づくり、まちづくりにうまく生かしていくことが必要だと思えます。

もう 1 つは、中川さんが何回も言っておられるんですけども、明治以降、何回か河川改修をしまして、こういうところが工業用地とか、いろんな土地利用をされているわけです。ここは昔の河川敷なんです。それが高度に土地利用された結果が今の武庫川だということなんです。

そういったことで、今後の治水のあり方、河川改修のあり方、まちのつくり方みたいなものを我々は考えていけないといけないんじゃないかということで、同じ場所の今の武庫川と周辺地域を分析した図面と、歩いて写真を撮って、今の状況はこうですよ、主なポイントの状況はこういう形ですというのをかなりのエリアでつくっています。

これをベースに、今まちづくりとして提案しようとしていますのは、仮称川の駅ということで、日常時のいろんな武庫川を考えたり、武庫川の過去の災害を展示したり、みんなで議論したり、何か非常時のときにそこが救助拠点になったりということで、各地域に応じた川の駅というようなことを構想していったらどうかという議論を今進めております。

4 番目は、武庫川の上流、中流、下流の連携策ということで提案をしていこうと考えています。

5 番目は、武庫川の景観整備。これも何度も申しておりますけれども、各市ごとに景観形成計画をつくったり、景観条例があったりするんですけども、武庫川という視点でもう一つ歩調が合っていないということで、武庫川を 1 つにとらえた中で、武庫川の 100 年後の風景づくり - - 風景は 100 年かかると言われていまして、景観は 10 年、風景は 100

年というようなことで、そういう景観、風景づくりをしていくためのきっかけづくりを今後していかないといけないということで、今資料整理中ということです。

その他、もろもろありますけれども、そういったようなことで、今鋭意作業を進めております。基本方針並びに整備計画に、どういう段階でどういう提案をしていくかというのは、これから順次決めていきたいと思っております。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、ワーキンググループからは、現在の検討状況と今後の方針のご報告をいただいたということで、今日は終わらせていただきます。

今田村主査からのお話にもありましたように、いろいろなテーマの中で、本委員会の基本方針、整備計画の中に盛り込むべきもの、あるいはポスト委員会といいますか、それ以降に継続して作業をすべきものという振り分けもしながら作業を進めていただいています。いわば、最終的な着地点をどういう形でまとめるのかということ、今ワーキングチーム、ワーキンググループともに念頭に置きながら作業を進めているということでございます。

実は、冒頭の運営委員会の報告のときに、私は、後からと言って忘れていたことがあります。今後の審議の中で、残されている取り組み課題の大きな枠組みについて、運営委員会の議論の中で出てきたものをかいつまんで整理しておきます。

1 点は、きょうの骨格に基づいて、最終的な流域対策の検討のまとめを行うということです。

2 点目は、河道計画です。既に 1 回河道計画について県の方から説明が出ておりますが、それをさらにバージョンアップして、どのように具体的な対策を詰めていくのか、あるいは上流、支流をどうしていくのかというところです。

3 点目は、河道計画に絡んで、これから詰めていく基本高水に対応する治水対策として、流域対策も含めた上で、なおかつ貯留施設、いわゆるダムという施設が要るのか要らないのか、ダムという施設を我々は盛り込んだものにするのかしないのかというところです。

4 点目は、超長期の基本方針とは別に、二、三十年程度の中長期の整備計画、暫定目標値に合わせた整備計画で、どのような対策を盛り込んでいくかということです。

5 点目は、私たちが最終結論を持ち越しております 2 つの基本高水の想定を一本化して、1 つの基本高水にまとめ上げていくということが残っております。

6 点目は、きょうも何人かの委員から出されましたが、超過洪水対策であります。想定を上回るような、あるいは対応ができていないときに、どういう対策をとっていくかについての取りまとめが必要であります。

ここまでが、基本的には治水に直接絡んでいくことであります。

7 点目は、治水と環境、まちづくりがクロスするような問題は、当然その中で検討していくわけですが、先ほどワーキンググループの報告がございましたように、治水と直接かわらなくても、利水、環境、まちづくりの観点から、武庫川の将来のあり方として、どのように対策を進めていくかという課題の取りまとめがございます。

最後、8 点目は、こうした提言、並びに基本方針、整備計画を進めていく上で、武庫川流域委員会が終わった後、どのような体制で武庫川の総合治水を官民挙げて取り組んでいくか、ポスト武庫川流域委員会の実現のプロセス並びにその組織についての提言です。昨年 10 月の中間報告の際にも、知事から、ぜひそうした具体的な提案がほしいというふうな要請を受けております。

そうしたことが、我々の検討課題としてあるだろうというふうに、運営委員会では議論の俎上にのせております。

そうしたことをこれから後の我々の審議期間、先ほど 3 月では無理だから、少し延ばして、とにかくその任務を全うしてほしいというふうな県からの要請がございましたが、そういう中で、これからの全体的な取り組みのスケジュール、あるいはプロセス等を運営委員会等で詰めていきたいと運営委員会では考えていますので、それを補足的にご説明をさせていただきます。

知事が少し早い目にお見えになっております。あとの事務的なこと、傍聴者の意見も、知事との意見のやりとりを受けた後お伺いする方がいいかと思しますので、議事の順序を逆にさせていただきます。

知事、どうもありがとうございます。先ほどからお聞きのように、流域対策の骨格を一応こういう方針でまとめるということをおよび本日の委員会で確認をさせていただきました。さらに残る検討課題について詰めていくわけですが、本日の会議の冒頭に申し上げたんですが、こういう形で総合的な対策を基本方針に盛り込み、整備計画にも反映させていくという河川整備計画づくりというのは、これまでほとんど見られないのではないかと。そういう意味では、今回知事からの諮問を受けて、住民参加による武庫川の総合治水対策をどのように進めるかということをおよび真っ正面から取り組んできたこと、委員会としては自負しております。



ます。

これから最終的に取りまとめる対策、流域対策のみならず、総合治水対策全般について、それを実現していくためにはかなりな体制が必要であろうということは、中間報告でも既にお示ししているとおりであります。委員会としては、兵庫県の参画、協働のモデルとして、ぜひ任務を全うして、懸案の武庫川問題を解決し、今後の長期的な整備計画の策定をできるように、河川管理者と一緒に、残る時間でさらに協議をしたいと思っておりますが、きょうおいでいただいて、ごあいさつをいただく中では、そうした総合治水対策の推進について、県としてどのように取り組んでいくかということ、知事として盛り込んでお話をいただければ、大変幸いかと思います。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、後からまた各委員から幾つかのご発言、質問もあるかと思しますので、とりあえずは知事の方から、この委員会に対するご意見、ご期待も含めて、お話をいただければと思います。

井戸知事 皆さん明けましておめでとうございます。ことしもどうぞよろしく願い申し上げます。あわせまして、流域委員会は本日で 32 回を数えているわけでありまして、非常にお忙しい委員の皆様方がそれだけ熱心にご議論を積み重ねてきていただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

ともあれ、最近のいろんなことを考えてみましても、安全、安心基盤をどうやってつくり上げていくか、これは喫緊の課題であろうと思っております。私、元気な兵庫づくりを目指そうと呼びかけているわけでありましたが、元気な兵庫づくりを目指そうといいましても、安全、安心な基盤がきちっとつukられないと、絵にかいた餅になりかねません。そういう意味で、安全、安心基盤の確立は非常に大事なことだと。

それにしても、最近、安全、安心という見地から見ると、人が原因でいろんなことが起こり過ぎているという思いがいたします。耐震強度偽装事件などはもってのほか、私はから言わせますと、11 年前になりました阪神・淡路の我々の経験は全国にどう伝わってきたんだろうか、耐震強度を上げて生活基盤を安定させるというのがそれこそ一番の基本目標だったはずなのに、それを逆に下げて金もうけの道具に使うなどという動きがある。しかも、国民から一番信頼を受けているプロがそんなことを率先してやる。プロ倫理といいましか、プロの責任というのはどこへいったんだろうかという思いが非常に強くいたします。そういうようなことが続き過ぎるとい時代をどう再生していったらいいのか、再建していったらいいのかという思いが私自身は非常に強くいたしております。

さて、武庫川委員会で、32 回ご議論をいただいているわけではありますが、最近のデータをとってみますと、特に風水害にかかわりますデータからいたしますと、時間雨量で 100mm を超えるというような回数が、近年 10 年単位でとりましても、すごくふえてきています。その頻度も、時間雨量でとった雨量も、10 年単位で切って比較してみますと激しくなっています。それから、降ったりやんだりの山と谷の差というの、専門の皆様にも言うまでもありませんが、大きくなってきています。原因は、地球温暖化なのかどうか、はっきりまだ特定できませんけれども、少なくともそれは大きな影響を与えているのだろうということが 1 つございます。

それから、昨年、私は、我々に対する大きな警鐘があったと思っています。それは何かといいますと、ハリケーンカトリーナです。被害は、直接被害だけで、1,000 億ドル、11 兆円と、11 年前の我々がこうむった被害と同じぐらいの被害をこうむりました。あれは、実を言いますと、カテゴリ 5 以上のハリケーンが来ると、海に面している堤防と湖に面している堤防は、いつやられるかわからないと言われていたんです。早く補強工事が要るぞという指摘を受けながら、いくらけちったと思いますか。22 億ドル、つまり 2,200 億円のお金をけちったために、11 兆円の被害を受けてしまった。つまり 100 倍の被害を受けるような事態を招いてしまったわけです。

ですから、私たちは武庫川の議論をする際に、カトリーナの警鐘というのをよくよく考えておく必要があるのではないかという思いを私自身はいたしております。何も武庫川だけではありません。災害に対して我々が学んだことは何かというと、事前に備えることによって被害を小さくできる。そして、被害を小さくすることによって、私たちの生活そのものを守れる。そういうことを学んできたのではなかったか。それが我々の経験ではないか。この 11 年の成果ではないか。このように思っているところです。

そういう意味で、この異常降雨に対する総合治水対策をできるだけ早く手をつけなければいけない状況に今我々が置かれているということは、繰り返す必要はないかと思っています。

今、松本委員長から、まとめの方向、また残された詰めについての項目提示もございました。私は、武庫川委員会でご議論いただいている総合治水という考え方、また総合治水のモデルとなるようなプランをこの流域委員会でつくり上げて提案しようではないかという委員の皆様方のこれまでのご努力と、最終段階になりつつあるわけではありますが、まとめ上げていこうという意欲と姿勢に心からご期待を申し上げているところでございます。

しかし、何せ議論を始めていただきましたのが平成 16 年、実質的に 2 年経過しようとしております。その後、我々としては計画をつくっていかなくてはなりません。それを踏まえた上で、ようやく具体の事業に着手できるということになるわけでありますので、この間も打ち合わせをしましたときに、何はともあれ、現計画で武庫川について対策できることは並行してできるだけやっ払いこうと。つまり、抜本計画を待たないとほかの計画なり事業がストップしてしまうのではなくて、手戻りが余りにも大きくなるようでは困りますけれども、基本的に現計画で整備を進めていくべき事業については、できるだけ早くやれることはやっ払いこうと。しかし、抜本的な総合治水についてのプランができないと手がつかないものについてはやりようがありませんので、総合治水計画が定まるまで議論を詰めていただいて、ご提案をいただこうと。この基本姿勢でいこうではないかということで、冒頭、県土整備部長が申しましたように、若干の延長をしていただいても、総合的なモデルプランをぜひ提案していただきますとありがたい、おまとめいただくとありがたいという意味で、お願いを申し上げたところでございます。

ただ、異常降雨が多発しているような状況というのを見ましたときに、時間的な余裕がそうあるわけではないのではないかと考えております。そのような意味で、これまでのご尽力の上に重ねてお願いするようでございますが、最終段階、第 4 コーナーを回るのか、回ったのかもわかりませんが、むちを入れていただいて、ぜひゴールを目指していただきますとありがたいと思っているところでございます。

そのような意味では、私ども事務局なり、あるいは河川管理者サイドで、ご要請いただくような事柄については、ご注文をいただきますれば、万全の努力をさせていただきますつもりでもございますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

23 号台風を中心とするいろんな被害に対します復旧・復興の総合対策につきましても、おおむね 18 年度いっぱい完了することになると思っております。円山川の激甚災等につきましては、5 年計画の分と 10 年計画の分と、遊水地等をつくろうという計画は非常に時間がかかることになるとは思います。それ以外の部分、堤防のかさ上げ等については 5 年計画で完了させてしまおうという方向で、逐次整備を進めているところでございます。

しかし、去年は幸いだった。本土はほとんど台風に襲われなかったし、兵庫も台風 14 号がありましたけれども、九州に大きな被害はもたらしましたが、我々のところにはそれほど大きな被害はなかった。しかし、一步方向がずれて東に振れましたら、それこそ四国から我々の地域へ来てもおかしくなかったわけであります。そのようなことを考えました

ときに、また 23 号のときも、武庫川の状況はかなり危機的な状況になったということを踏まえましたときに、我々としては、先ほども言いましたように、現計画に基づく事業はできるだけ早くやらせていただきますけれども、抜本対策にぜひかからせていただきたい。抜本対策は、何もダムを前提にしているとかそういうことを申し上げているわけではありませんで、総合的な処方せんをこの流域委員会でいただけるということご期待を申し上げて、それをいただいた上は、万全を期して我々としては河川管理者としての責務で整備を急いでいきたい。このように考えているということを申し上げさせていただきたいと思えます。

なお、おととしの台風 23 号で、西宮地域、宝塚地域で大きな被害を受けられた地区がございます。そこにつきましては、かなり大胆な復旧・復興対策を講じまして、地元の方々のご相談を申し上げているところでございまして、相当のご理解をいただいていると存じております。私は、先ほども申しました現計画における対応をできるだけ早くやらせてください、あるいはやってまいりますと申しましたのも、少なくとも 23 号台風での状況に対する対応は、現計画のもとに促進をさせていただければと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

最後になりましたが、繰り返すようでございますけれども、武庫川流域委員会のメンバーの皆様方に、これまで 32 回にも上りますご尽力に心からお礼を申し上げますとともに、最後の大詰め、ぜひよろしく願いを申し上げまして、ごあいさつとお礼にかえさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆さんから、知事にご質問とかご意見等があればお願いします。時間的なこともありますので、できるだけたくさんの方がいいと思えますので、簡潔にお願いします。

佐々木委員 きょうは、ご足労いただきましてどうもありがとうございました。1 点お願いがございます。

23 号台風がありましてから、精力的に委員会の方も進んでまいりまして、それこそ倒れる人が出るんじゃないかと思うほどスケジュールも詰まってまいりました。そういう中で、先ほどカトリナの警鐘のお話をされましたけれども、地震と比べると非常に確率の高い災害を秘めている異常気象というふうに最近のことを思っていたんですけれども、23 号台風の結果、急がなければならないという衝動に皆さん駆られました。それから少したって

から冷静に考えますと、23号台風があったからこそ、なおさらしっかりしたものをつくらなければならない。なおかつ、確実につくらなければならないということをひしひしと感じました。そういう中で、真の総合治水というのはどこもまだ実現していないというふうに私は把握しているんですけども、そういったものを確実に実現を目指したいということで、いろんなことをしてまいりまして、いろんな問題が出てまいりました。

まず、庁内の多様な部署から始まりまして、流域の全市から全市民に至るまでの協力体制といったものが必要になってきます。それが実現に結びつかなければ、なおかつ早急に結びつけていかなければ、早期の実現というのも現実味を帯びてこないといったことで、事務局は今河川課の方々が一生懸命頑張っておられますけれども、ぜひその上に知事主導の体制というものをしいていただけないか。利水の問題も含めまして、水道事業のいろんな問題、利水ダムのことに限って、前回総合治水ワーキングチームでも議論していたんですけども、そういった中で、ほかのいろんな検討課題に対しましても、早急に、なおかつ確実にということを考えますと、ぜひとも知事主導で進めていけないかなというふうに感じております。

以上でございます。

長峯委員 時間を限られているということで、ちょっと早口になるかもしれませんが、これまでの委員会の中で疑問に思ってきたことと、要望を少しお話しさせていただきたいと思います。

1つ目は、河川計画の中身がもう既に決まっているんじゃないかという疑問です。昨年秋のこの委員会のやりとりの中で、基本高水についての議論があったわけですけども、その中で河川計画課長の方から、県はこの数字については絶対に譲れないという発言があったわけです。「絶対に譲れない」という言葉の意味について、伺いたいと思います。

確かに、これまでの行政の政策決定の中で、審議会方式とか委員会方式というのがあり、行政が政策決定とか計画策定をする際に、言い方はちょっと失礼になるかもしれませんが、ある意味アリバイづくりとしてそういう委員会をつくるということもあったわけです。そういう批判も実際にあったと思います。

この流域委員会に関しては、前の知事がゼロベースから議論をするということでスタートしたというふうに伺っております。実際、この委員会を立ち上げるに当たって、1年かけて準備会議をやり、県としては参画と協働という趣旨で、住民参加型の委員会でやるんだということやってきたというふうに私は思っております。

そういう中で、この流域委員会でいろんな議論をして、それを受けて県は原案を出してきて、その原案に対して、また我々が意見を言って、それで計画を策定していくというプロセスを私自身は期待していたわけですが、そういう中で、先ほどのような発言が出たというのはどういうことなのか。私としては、改めてこの委員会はアリバイづくりではないんだということを、ぜひ知事に確約してほしいということがあります。疑問と要望です。

2つ目は、今佐々木委員からあったことと重なりますけれども、総合的な治水対策ということを実際にやる気があるかどうかということについて、また確認したいということです。先ほど言いましたように、準備会議から私は参加しているわけですが、県の方から準備会議に入らないかという依頼に来たときに、総合的治水ということを考えているんだという話を聞きました。準備会議が始まりまして、その中でも、総合治水というのはこういうものだという説明を受けました。実際2年前に流域委員会が始まって、その中でも、総合的治水対策というのはこういうものだという説明を何度も我々は受けてきたわけです。私は、そのように何度も説明を受けてきて、やはり県は総合的治水対策をやりたいんだなというふうに信じてきたわけです。

ところが、実際にこの流域委員会で、総合治水対策の話が出てくる中で、県の対応については、私自身は非常に消極的だというふうに、そういう意味では落胆しております。私は、それだけ県が総合治水対策ということを行うのであれば、県の内部で関係部署といろいろ協議をして、あるいは連携して、あるいは流域の市とさまざまな調整・協力をして、この流域委員会に対して何らかの対策のメニューが出てくるんじゃないかというふうに期待していたわけです。結果、何も具体的な政策手段のメニューというのは出てこなかったわけです。結局は、流域委員会の中で、例えばため池とか、利水ダムとか、学校とか、貯留池とか、遊水地とか、そういう検討をする際には、委員自身が現地に出かけて、実際に話を聞いてきたり、情報、資料、データを集めてみたり、写真を撮ってきたりというようなことで提案しないと、総合的治水対策の話は進まないということです。最近、関係部署の方とか流域市の方も出席していただくようになったんですが、それでも、我々の方から担当している方に直接話をしなければだめだということで、一体総合治水対策というのはどうなるんだろうかと。

結局、我々がいろいろ提案しても、最終的に県の方で出してきた一つの結論というのは、どれも基本高水に対しては効果がないということで、我々としては今そのあたりで止まっ

てしまっているわけです。これは河川計画課長のところではやはり限界があると思います。それは我々も理解をして、何度も言ってきたわけです。それに対して、トップである局長とか部長もリーダーシップをとられるような気配はなかったわけです。どこかでトップがリーダーシップを発揮してもらわないと、総合的治水対策というのはとれないと思うんです。そのあたりについて、どの程度の決断をされているのか、ご意見を伺いたいということです。

3つ目は、県のいろいろな説明の中に、河川管理者という言葉が何度も出てきます。河川管理者というのは一体何なのかということです。私の聞き方によると、河川管理者という神様のような存在がいるというような説明に受け取れるんですけども、日本は民主主義社会ですし、今分権改革が進んでいる中で、知事は、分権論者として参画と協働をうたっているというふうに私は信じております。そういう中で、河川管理者というのは、地域住民とか県民の意向を差しおいては存在できないというふうに私は思っています。

ただ、これまでの発言を聞いていると、担当課の人たちは、県民の方よりも国あるいは国交省の方を向いて仕事をしているように感じてしまうんです。河川管理者としてはこう考えるというような発言がたびたびありますけれども、その発言の内容を河川管理者である知事はどこまで理解しているのか、あるいはもし県の職員たちが国の方を見て仕事をしているとすれば、それは今の時代にあっては意識改革をしなければならないと思うんですけれども、そのあたりを踏まえて、河川管理者というのは一体だれのためのものなのかということについてお聞きしたいと思います。

時間がないということですので、今日はここまでにしておきます。

奥西委員 2点、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

現在、総合治水ワーキングチームの方から流域対策についての考え方をほぼまとめて流域委員会に提起したところですが、若干詰め切れていないところがあります。1つは、防災調整池に関することです。前々から私感じていたわけですが、旧来の治水というものが開発に対して非常に甘いと。私なりに言わせていただくなれば、開発はし放題で、そのしりぬぐいをもっぱら河川管理者がすると。そういう構図になっている。

今回の総合治水ワーキングチームの提言は、それを基本的に変えようということが、はっきり書いていないけれども、盛り込まれていると思うんです。つまり、森林を破壊しても、河川管理者がしりぬぐいしてくれるから、幾ら破壊してもいいんだという考え方を明確に否定する。具体的には、防災調整池は1ha以上の開発にのみ義務づけられているん

ですけれども、考え方としては、何も 1 ha 以下だと防災調整池をつくらなくてもよいという考え方に立つものではない。また、河川管理者が下流を改修したら、もう防災調整池は要らないという考え方に立つものではないということですが、本質的には流域住民が治水に協力をするという考え方に立っていると思います。その辺についての知事のお考えをお聞きしたいと思います。

もう 1 つは、もう少し具体的な話になるんですけども、利水ダムを治水目的に使えないかということワーキングチームでは検討しておりますが、なかなかはっきりした結論は出ていません。といいますのは、利水の水利権者にその権利の行使を制限するようなことを求めることができるのかということ若干議論がつまずきぎみになっているんですけど、知事は、河川管理者として水利権者に水利権を与える権限を持っておられるわけです。ある意味で、治水と利水のバランスポイントをどこにとるかということを決める立場にあると思います。今バランスポイントはどこに設定するかという質問ではなくて、そういうことについて総合的に考えていく。つまり、ダムの場合は、ダムの水を流域の外へ持っていくということもあるんですけども、基本的には利水の関係者は流域住民で、水害が起こったときに被害を受けるのも流域住民ですから、流域住民にとっては、濁水の恐怖と水害の恐怖と、どこにバランスポイントをとるかになると私は思っています。知事としても、同じような考え方でそのバランスポイントを設定していくというお考えをお持ちかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

岡田委員 本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。こういう機会でないと言えませんので、2 つほどお願いしておきます。

国土交通省が、最近、河川整備委員会において一級河川の基本高水流量を次から次と決めておりますが、そのほとんどすべてが今までの基本高水をそのまま踏襲したものでございます。知事もよくご承知のように、平成 9 年 1 月 12 日に、武庫川ダムの環境アセスの発表をなさいました。貝原知事のとてございまして、それから後、住民意見書がいろいろございまして、ダムについては非常に厳しい批判をされまして、貝原知事も、総合治水対策に基づいてダムのことはもう一遍考え直すということを言われました。井戸知事も、ダムはゼロベースから検討するということが言われました。

武庫川の基本高水流量は、昭和 30 年代の終わりか 40 年代ぐらいに、現在と同じ 4,800 m<sup>3</sup> / s というものが決まってから一遍も変わったことはないわけでございます。そして、その間の基本高水の算定も、以前の総合単位図法という方法から、今度は 2 年の流量に変



わったり、貯留関数法に変わって、今度また変わって、現在ははっきりとした基本高水流量は決定されておりませんが、その間、甲武橋地点のところで 4,800m<sup>3</sup> / s というのはひとつも変わっていないわけです。

これは、私が思いますのでは、行政側は、今まで一遍決めたことはなかなか変えられないという体質がしみついているのではないか。今ここで新しい河川法が施行されたとき、旧来のことを一新されて、知事が新しく指揮をとられて、ゼロベースからということは何遍も言っておられますが、それを徹底させていただくようお願いいたします。

もう 1 点は、これも非常に大きな問題ですけれども、23 号台風でリバーサイド住宅が壊滅的な被害を受けまして、もう 1 年以上たっているのに、現在に至るまで、住民の方々と基本的な合意には達しておらないというふうに聞いております。私たちは、住民と県当局とが合意を形成されて、当事者同士で解決されることを望んでおりますし、松本委員長もそのように考えておられて、この流域委員会では現在までそういうことに対して踏み込んだ議論はなされておりませんでした。今後、河道対策ということに関連して、ダムの問題であるとか、リバーサイド住宅の治水対策の問題であるとか、そういったことが当然問題になると思います。この点もよくお含みおきいただきまして、できるだけ早く地域住民のためにも解決をしていただくようお願いしておきます。

以上でございます。ありがとうございました。

田村委員 きょうはどうもありがとうございます。時間がありませんので、簡単に少しお願いしたいと思います。

先ほど知事の方から、安全、安心の基盤の確立とおっしゃいました。前回おいでになりましたときも、安全、安心の基盤ということで随分強調されたかと思えます。私は、それはそれで本当に重要なことで、それを十分検討するというのは理解いたしますけれども、並行しまして、武庫川流域の魅力づくり、将来の武庫川流域をいかに魅力的なエリアにしていくかという観点から、いろんなことを提言、提案するというようなことも必要かと思えます。

そういう一環で、私どもは、武庫川カルテというのをつくりまして、武庫川だけではなくて、周辺の地域資源、武庫川の魅力資源を結びつけて、何とか将来的ないい環境をつくれぬかというようなことも考えております。今の流域委員会の中で検討していくことが、総合治水ということだけではなくて、地域づくりという観点で、まちづくりと一体になった魅力的な流域づくりというようなこともおっしゃっていただければありがたいなという

ふうに思っています。

そういう一環で言いますと、例えば地域防災計画なんかで立てられていますのは、大地震、大火災対応というのが多いんですけども、洪水というのは、幾ら河道整備をしましても、いつ溢水するかもわからないというようなことも含めて、まち側と河川サイドがリンクして、耐水の地域づくりというか、まちづくりというのも考えていかないといけないのと違うかなというふうに思います。

河川サイドからいいますと、河川のことしか考えない。あるいは、まち側のことを口出ししますと、自分たちのエリア外という話になるんですけども、そんなことではなくて、お互いまち側からも河川に対して言う、河川側からもまちに対して言うというようなことを流域住民は望んでいると思います。そういったことができますのは、知事の権限と知事の掌握されているところだと思います。そういったことで、幅広い対応策を我々検討していておりますので、そういうことが少しでも実現できる方向でご助力いただければというふうに思っています。

松本委員長 時間的にかなり厳しくなったんですけども、一つ一つにお答えは難しいと思います。大筋としては、総合治水対策を進めていくトップとしてというところがベースで、それに付随したご質問が幾つかあったと思いますが、よろしく願います。

井戸知事 まず、佐々木さんから、庁内体制を確立せよと。私は、実を言うと、確立していると思っているんです。事務局は河川計画課にしてもらっていますけれども、関連する事項で、必要ならば、当然組織を挙げて対応するという姿勢を基本としておりますから、この点はぜひご理解をいただきたいと思います。

長峯先生から、政策手段のメニューを自主的に出してこなかったじゃないかというおしかりをちょうだいいたしましたけれども、私は、このような流域委員会でご議論をいただいているからこそ、私どもの方からいろんな政策手段をして出してくると、その政策手段におまえたちは誘導しようとしているんじゃないかという誤解を与えるがために自粛をしてきたというのが本当の気持ちではないかと思います。逆に言いますと、随分迷惑とご努力をいただいたようですけども、これだとどんな効果があるんだということを宿題として、これからでも結構ですから出していただいたら、事務当局として幾らでも作業をさせていただきますので、その点は気がねなく命じていただいたらと思います。

総合治水といいましても、今我々がやろうとしていること、できることというのは、は

っきり言って、メニューはたかだか決まっているので、そのメニューにそれぞれがどれだけの負担を受け持ち得るのか。それはどれだけお金をかけてもいいんだという話ではないと思いますから、先ほどもカトリナーの例を挙げましたように、費用と効果との関係というのを見ながら、現実的な選択を最終的にはしていく。しかし、メニューとして、手段としては、総合的な検討を加えていただくということを基本姿勢としてこの流域委員会でも議論していただいているのではないかと、私はそのように理解をさせていただいております。

そういう意味では、政策手段としても、市町村や関係者ともっともっと詰めておく必要があるのではないかと。事務方を弁護するわけではありませんが、それこそ、県がそのような政策手段をとろうとして流域委員会に提案をして、そこまで固めてしまって、押しつけてきているというふうに誤解を与えかねないということもありますので、自粛をしてきたということではないかということをご理解いただきたいと思います。

それから、河川課長が絶対に譲れないという発言をしたという点について、お叱りをちょうだいしましたが、基本高水の議論に際しての話だろうと思いますけれども、我々として、一昨年の武庫川が負担した負担量を基本高水の議論をする際に無視をするということが、武庫川流域の方々や県民に対して十分理解が得られるかどうか、現実の数値を無視してしまうことについての姿勢が問われてしまうのではないかとという意味で申し上げたのではないかと存じます。その点は、流域委員会の方で、今後とも十分にご議論を詰めていただいたらありがたい、このように思います。

私は、アライづくりのために武庫川流域委員会でご議論をしていただいているつもりはありません。まさしくゼロベースでご議論いただく、その材料がいろんな形である。その材料の1つをどのように評価するか、その評価の姿勢を流域委員会でもお決めいただいたらありがたいのではないかと考えております。

それから、河川管理者とは何かというのは、一級河川、二級河川とかという言い方がありますがけれども、河川法で河川の管理を義務づけられている、その仕事を命ぜられているがゆえに、河川管理者と言っているだけでありまして、別の方が管理者にならなければ、知事はその分だけ責任がありませんからほっとするだけでありますけれども、ただ姿勢としてどっちを向いているんだという議論は、誤解のないように、何も国交省を向いたり、国の言うとおりに物事を決めようとしているわけでは全くありません。逆に、国交省自体も、あるいは今の河川局自体も、ダムなんかの取り扱いにつきましても、最近やめた

り、あるいは手法を変えたり、住民の皆さんや流域の皆さんの意見を取り入れて整備をしていったり、基本的にみんなで一緒に考えて決めていこうという姿勢でいるのではないか。だからこそ、こういう流域委員会に基づくご議論を経た上で整備計画をつくろうという仕掛けまでつくってきたのではないか。我々自身は、事業費をどう確保していくかというときには、もちろん国交省を向く必要があるかもしれませんが、今のプランの段階では、別に国交省を向く必要はない。ただ、専門家集団としての知恵をかりなければいけないとか、アドバイスを受けなければいけないという点で、議論をしたり意見を交換するということは十分あり得る。その点はぜひご理解を賜りたいと思っております。

それと、総合治水を検討する場合の前提をどう考えるかという意味で、田村委員からご指摘をいただいたと思うんですが、武庫川流域を全体としてどのような魅力のあるプランを構築していくか、これは非常に重要な問題だと思います。例えば、全体として武庫川流域の想定人口とか想定土地利用状況とかということを前提にして、魅力づくりをいろんな意味で進めて、それらを前提にして、じゃあ、治水の面ではどういう対応をしていくか、そういうアプローチをするのが私は一番望ましい形態だろうと思いますが、武庫川流域の全体ビジョンを議論して、共通理解にした上で、この流域委員会の議論が始まっているわけではありません。

だとすると、どこまでの前提条件を設定するかというわけではありますが、私は、これは委員会の皆さん方で暗黙の前提条件がおありになるのではないかなと思うんですが、今の段階でもどうなるんだと。例えば、今の開発状況や今の土地利用状況でもどうなるんだと。それに対して、最低これだけは要るんだぞというような議論の進め方ももちろんありましようし、もうちょっと土地利用を変更したときには、今の状況の上にプラスアルファをどれだけ見るんだとか、そういう議論を皆様方がやっていただいているのではないかと存じますので、私は、田村委員のおっしゃっていただいたまちづくりと一体となった対応、どこまでの対応ができるかはともかくとしまして、そのような要素もこのプランの中に入れながら議論をしていただく。そういう意味では、従来の計画とも異なる新しい視点を盛り込もうとしていただいているのではないかなということ、ぜひそのような姿勢を盛り込んでいただきましたらありがたいと、このように思っている次第です。

それから、奥西さんから、調整池の設置で、開発があるのなら、必ず調整池を義務づけるというような考え方もあっておかしくないんじゃないのというご提言ではないかと私はお聞きしましたが、調整池をどれだけの規模に義務づけていったら望ましいのかというの

は、河川の処理能力との関係で関係づけざるを得ない面もあるのではないかと私自身は思います。1 ha が妥当なのかどうかというのは、さらに検討を重ねる必要があるし、検証を重ねる必要があるのではないかと思います。例えば一戸建ての家を建てたら、必ず調整池をその水処理についてつくれというようなところまで義務づけることが、今の社会生活を営む上での義務づけとして妥当なのかどうかというような意味での議論もしておく必要がある。今の基準の是非は議論していただいたら望ましいと思いますが、やはり河川の処理能力との関連で、その辺の議論も出てくるのではないだろうか。

私、30 年ほど前ですが、土地利用対策課長というのをやっていたころ、40 年代後半の開発ブームでございましたけれども、そのころの開発の際に、まずは大規模開発からと。というのは、河川に与える影響度が非常に大きいということもありまして、その影響をできるだけカットさせる、負担能力を軽減させるという意味で、調整池の義務づけの基準を検討した覚えがございます。社会全体としての対応をどのようにしていくかということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

開発に甘いというご指摘がありました。今はもう開発に対してはかなりシビアな姿勢でいる。特に、環境アセスの義務づけをいたしますし、それもプラン段階からのアセスを今勉強しているくらいでございまして、そのような意味からすると、十分環境等に対する影響を踏まえながら開発もしていくというのが常識になりつつあるのではないかと考えております。

それから、利水ダムを活用できないかというお話がございました。去年も、四国の早明浦ダムがからからになって、湧水でもうどうしようもないなと思っていたときに、ちょうど台風がやってきて、一挙に満水になって助かったという皮肉な事例があったのであります。そのことを見ても、早明浦ダム分は明らかに流量カットしたわけです。ですから、利水ダムも、うまく使えば、そういう治水的効果を持てるぞというご指摘はまさしくそうだと思います。

権利関係をどう調整するかというのが課題であります。これは権利関係が調整できるかできないかを見極めないという提案ができないという話ではもちろんない。しかし、課題があるんだということを前提にしながらご検討いただいたらどうかと思うんです。メニューから全く除外してしまうとかという必要性はない。事務方として心配するのは何かというと、治水のためにポケットをあえて用意しなければいけない。そうしたら、雨が降らなくて、からからになってしまって、水が足らなくなったときに、その辺の責任をどうとる

のかというところが難しさが残ると。しかし一方で、それは大雨が降る場合の確率と大洪水が来る場合の確率とどっちがどうなんだろうというような議論でありますから、要はどう見込んでいくか、正確な見込みがどれだけできるかという話に落ちつく話だと思しますので、それはそれで十分検討していただけたらいかかと思っております。

岡田さんから、役人とか役所というのは一度決めたのを変えないんですねというご指摘をいただきましたけれども、私は、全然そんなことはないと思っていますし、実を言いますと、私自身は、先例をいつも破ってきて、小泉さんほど壊していませんけれども、先例を破って、随分違ったことをやらせていただきました。役所するときも、おまえは変わるとなということはずっと言われてきたのでありますが、今回の基本高水論議で、1案か2案かが、また同じような数字になっているというのは、私の今まで説明を聞いている限りでは、たまたまそんな議論になったということだろうと思います。将来予測に対して、いろんな手法は、将来の予測なものですから、できるだけ正確な予測をきちっとしていきたい。その正確な予測に対してどのような手法で行うのが本当にいいのか、それは専門家の皆さんに確認したり評価していただかなければいけません。どうしようもなければ、幾つかの手法を使ってみて、幾つかの手法のそれぞれの平均をとってみるとか、そんなこともあり得ないわけではないと思います。要は、どこまでその予測数値に信頼が置けるかということで決められるべき筋合いのものではないだろうか、そのように思います。

それから、リバーサイドの住民の皆様方との交渉は、何が困っているかといいますと、台風 23 号等に対応して、堤塘(堤防)かさ上げが必要な部分は堤塘(堤防)かさ上げをしなければいけないということで、その堤塘(堤防)かさ上げにかかりまして、どうしても立ち退きをしていただかなければいけない方々については立ち退きをしていただきたい。しかし、堤塘(堤防)かさ上げになると、従来の住宅面がくぼ地のように取り残されてしまう。くぼ地のように取り残されてしまうというのはいかがだろうか。したがって、公共用地としての取得のエリア以外の方々に、くぼ地になってしまうような方々に対しても、住宅をかさ上げして、堤塘(堤防)面よりも住宅が上になるような関連補償工事をやらせてくださいという相談を今させていただいているんです。その中でも、いやいや、自分は今もう移転したいから買ってくれという方もいらっしゃる。しかし、河川改修事業としては、買うということが困難なものですから、それで、申しわけないけれども、堤塘(堤防)の天端よりも上にかさ上げをする事業としてご協力を願えませんかという相談を今させていただいております。大方の方々については理解を得ていると承知しております。

ぜひ皆様方の理解を得て、堤防のかさ上げとくぼ地解消を一体的にできるようにさせていただいたらありがたいということで、さらに相談をさせていただいているというところでございますので、ご理解を得るように努めさせていただければと思っております。

最後になりましたけれども、今回の流域委員会で 32 回、これからも精力的に議論を続けていただきますと、それこそ 40 回を超える流域委員会になるのではないかと思います。だとしますと、これだけの議論の積み重ねをしていただいたプロセスというのは非常に大事だと思いますし、あわせて、これだけの議論をしていただいている上での報告だとすると、それだけ重みがあるということになるかと思います。河川管理の責任を負わされております知事として、それだけの重みのある答申をいただいたとすれば、それを尊重しながら河川計画に引き直していくということが基本になる。そのように私自身も理解しております。そのような意味でのご議論を展開していただいている皆様でございますので、最初のごあいさつで申し上げましたように、第 4 コーナーを回り切ったのか、回ろうとしているのかわかりませんが、ゴールを目指して、ぜひ一番適切なお決断をいただきますように、最後のご尽力を賜りますよう、改めましてお願いを申し上げます、それぞれのご意見に対する私なりのご説明とさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

松本委員長 ありがとうございます。今ご回答をいただいた件に関して、質問者からみれば、それぞれ内容についての可否は議論があると思いますが、一つ一つについてお答えをいただきまして、ありがとうございます。

冒頭に申し上げましたように、ほとんどこの会場を閉鎖しなければいけない時間になっております。したがって、大変恐縮ですが、きょうは、傍聴者からの意見をいただく時間が全くなくなってしまいました。28 日に、ご案内のとおりリバーミーティングを予定しております。同じ尼崎市の立花駅前の会場でございます。今回は流域対策の骨格をベースに十分な意見交換をしたいと思っておりますので、本日のご感想、あるいはご意見も含めて、きょうのご発言の分はその日にぜひよろしくお願いいたします。リバーミーティングの案内は、添付しているチラシのとおりでございます。

それから、新しい委員会の開催日程を追加します。時間の関係で、先ほど日程調整をしました結果を私の方からご報告してご承認をいただきますが、3 月 6 日、月曜日、午後 1 時 30 分から第 36 回委員会を開催するということで、委員会日程を追加いたします。

これについてご異議ございませんか - - 。

では、そのように決定いたします。

これで本日の議題をすべて終了させていただきます。

最後に、議事骨子の確認をしたいと思います。事務局から朗読してください。

植田 議事骨子を読み上げます。

平成 18 年 1 月 18 日

## 第 32 回 武庫川流域委員会 議事骨子

### 1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と川谷委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

### 2 運営委員会の報告

・ 1 月 12 日開催の第 39 回運営委員会の協議状況について、松本委員長から報告があった。

・ 河川管理者から、「流域委員会の設置期間について、一定期間延長の方向で検討している。具体的なことについては、運営委員会で協議させていただきたい。」旨の発言があった。

### 3 流域対策の検討

#### ( 1 ) ワーキングチーム会議の報告

総合治水ワーキングチーム会議(第 16 回～第 18 回)の協議結果について、松本主査(委員長)から、報告があった。

#### ( 2 ) 武庫川総合治水対策・流域対策の骨格案

・ 松本主査(委員長)から、骨格案取りまとめにあたっての考え方、各対策の検討状況、及び「個別対策の活用可能性一覧」について、説明があった。

・ 中川委員から、意見書(流域対策と基本方針への考え方について)の説明があった。

・ 伊藤委員から、意見書(武庫川の治水に利水計画を折り込むことについて)の説明があった。

・ 協議の結果、「今後、当骨格案の方向(考え方等)で、流域対策の検討を進めること」が確認された。

### 4 ワーキンググループからの報告

・ 村岡主査から、第 5 回環境ワーキンググループ会議(1 月 18 日開催)の協議内容について、報告があった。

・ 田村主査から、第 6 回まちづくりワーキンググループ会議(1 月 18 日開催)の協議内容について、報告があった。



5 井戸知事との意見交換

井戸知事からあいさつがあり、その後、知事と意見交換を行った。

6 その他(今後の委員会等開催日程)

・第 33 回委員会は、平成 18 年 1 月 30 日(月)13:30 から、いたみホールで開催する。

・第 36 回委員会は、平成 18 年 3 月 6 日(月)13:30 から開催する。

・第 9 回リバーミーティングは、平成 18 年 1 月 28 日(土)13:30 から、総合治水対策をテーマとして、尼崎市立すこやかプラザで開催する。

以上です。

松本委員長 これについて、何かご意見ございますか - -。

特にないようでしたら、これで確認させていただきます。ありがとうございました。

これですべての日程を終了させていただきます。進行の不便で、傍聴者からのご意見を伺う時間がなくなったことをおわび申し上げます。ぜひ 28 日のリバーミーティングで、よろしく願いいたします。これで閉会します。